

民生委員・児童委員活動保険 事務の手引

＜令和7年4月版＞



保険金請求に関するお問い合わせ

保険会社の各都道府県の保険金サービス課（本事務の手引P.79）まで
お問い合わせください。

民生委員・児童委員活動保険制度全般に関するお問い合わせ・補償内容等に関するお問い合わせ

取扱
代理
店

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-4667 FAX:03-3581-4763

＜受付時間：平日の9:30～17:30（土日、祝日、12/29～1/3 を除きます。）＞

補償内容等に関するお問い合わせ

引
受
保
険
会
社

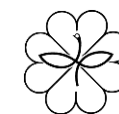
（引受幹事保険会社）損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137

＜受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3 を除きます。）＞

（共同引受保険会社）東京海上日動火災保険株式会社



全国民生委員児童委員連合会



社会福祉
法 人

全国社会福祉協議会

この手引は、事務局向けに事務手続きの概要を説明したものです。補償内容などの詳しい内容につきましては、上記
までお問い合わせください。

もくじ

	頁
1. 民生委員・児童委員活動保険について……………	1
2. 民生委員・児童委員活動保険の概要……………	2
(1) 名称	
(2) 保険契約者・保険加入者等	
(3) 保険契約期間	
(4) 保険料	
(5) 保険の性格および補償範囲の概要	
(6) 民生委員・児童委員本人および同居家族の負傷等 第三者への賠償責任等	に対する保険金額・見舞金額等
(7) 補償対象となる委員活動の範囲について	
(8) 補償の対象外となる事故等について	
(9) 他の保険制度との関係	
(10) 民生委員・児童委員、民児協、保険会社の関係	
(11) 補償内容の詳細	
(12) 補償対象外となる場合の詳細（免責事項）	
3. 加入手続き等について……………	13
(1) 毎年度の一括加入手続きについて（4/1 時点での一括加入）	
(2) 年度途中での委員交代、新規（追加）委嘱に伴う加入手続きについて（年 4 回）	
4. 保険金・見舞金請求手続きについて……………	17
市区町村民児協事務局にお願いしたい事項の概要	
(1) 委員本人がケガをしたとき	
(2) 委員本人が損害賠償責任を負ったとき	
(3) 個人情報を漏えいしてしまったとき	
(4) 活動対象者等から被害を受けたとき	
5. 民生委員・児童委員活動保険に関する Q & A……………	42
6. 保険約款および特約（損保ジャパン）……………	51
7. 災害見舞金規程（全民児連）……………	75
8. 事故報告書……………	76
9. 事故報告書送付先（事故対応窓口）……………	79

＜ご留意いただきたい事項＞

・民児協として実施するサロン活動や研修会等の際に会場の備品を破損した場合や、参加者を負傷させた場合等は、委員個人ではなく、民児協が責任を負うべきと考えられ、本活動保険ではなく、別途加入いただくべきボランティア行事用保険によりご対応いただくようお願いします。

Q & A もくじ

【加入手続き等】		
Q1	保険加入における民生委員・児童委員自身の手続きの有無	42
Q2	民児協事務局職員の加入の可否	42
Q3	民生委員・児童委員退任時の対応	42
【補償期間】		
Q4	委員委嘱状交付前の活動に関する補償の可否	42
Q5	4月2日以後（年度途中）委嘱委員の補償開始時期	42
Q6	退任直前のケガへの補償	43
【他の保険制度、補償制度との関係】		
Q7	他の保険制度に加入している場合の対応の必要性	43
Q8	ボランティア保険との具体的相違	43
Q9	地方公務員災害補償制度との関係	44
Q10	他に事故補償がある場合の保険給付	44
Q11	全国民生委員互助事業の公務傷害見舞金制度との関係	44
Q12	対物賠償における他の保険給付との関係	44
【補償の範囲】		
Q13	心臓発作、脳血管障害等、疾病への補償の可否	44
Q14	持病悪化についての補償の可否	44
Q15	災害時の活動中のケガについての補償	45
【委員活動中であることの判断】		
Q16	委員活動中であることの判断者	45
Q17	委員活動中であることの証明者	45
Q18	民生委員・児童委員活動とボランティア活動との相違	45
Q19	担当区域外での活動時のケガについての補償	45
Q20	補償対象となる往復途上の範囲①	46
Q21	補償対象となる往復途上の範囲②	46
Q22	委員の自宅での活動時のケガについての補償	47
Q23	視察研修先でのケガについての補償	47
【委員活動中であっても補償対象外となるケース】		
Q24	自動車事故を起こした場合	47
Q25	サロン活動の参加者がケガをした場合	47
Q26	謝礼を受け取った活動の場合	48
【個人情報の紛失時の対応等】		
Q27	避難行動要支援者名簿紛失時の対応	48
Q28	個人情報紛失の恐れがある場合の謝罪対応	48
【活動対象者からの加害行為】		
Q29	活動対象者からの暴力被害についての証明	48
【保険金等の請求手続き】		
Q30	保険金、見舞金の請求書等の送付先	48
Q31	保険金請求事務の実施者	49
Q32	保険金と見舞金の併給（活動対象者からの暴力被害の場合）	49
Q33	事故報告および保険金請求の期限	49
Q34	保険金・見舞金支払いまでの期間	50
Q35	委嘱状紛失時の現任委員であることの証明	50
【その他】		
Q36	4月2日以後（年度途中）委嘱委員の全民児連への報告スケジュール	50
Q37	都道府県・指定都市民児協事務局における委員名簿の備え置き	50
Q38	委員名簿に記載が必要な内容	50

1. 民生委員・児童委員活動保険について

社会の急速な変化のなか、地域において住民が抱える課題は多様化・複雑化、深刻化しています。そのなかにあって、住民のもっとも身近な相談役である民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きく、その活動内容は一層幅広いものとなっています。

その一方で、民生委員・児童委員の負担が拡大しています。活動中の事故等による負傷も増加を続けており、委員活動における安全の確保も大きな課題となっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、高齢者等への避難の呼びかけ等、避難支援にあたっていた56人の委員が犠牲となりました。

そこで本会では、平成26年度より、全国社会福祉協議会の「ふくしの保険」の枠組みを活用し、全国約23万人の民生委員・児童委員すべてを加入者として保険会社と団体保険契約を締結する「民生委員・児童委員活動保険」を創設しました。その実現にあたっては、民生委員・児童委員の活動環境整備を進めるべく、国（厚生労働省）による保険料補助も行われています。

この保険は、民生委員・児童委員活動の実際に即した補償内容となっています。とくに既存のボランティア活動保険が補償対象としていない委員活動の対象者からの暴力行為による委員・家族の負傷や自宅被害、また委員が個人情報を紛失した場合の賠償や謝罪費用も対象に加えるなど、民生委員・児童委員の活動上のリスクを考慮したものとしています。

制度創設から11年間においては、毎年度約500件程（新型コロナウイルス感染症拡大時期である令和2～3年を除く）の事故報告が寄せられており、万が一の事故に備える意味で保険制度創設の意義が明らかとなる一方、後遺障害を負うケースも少なくなく、事故の防止が重要ともなっています。

なお、本保険制度にかかわらず、互助共励事業の見舞金事業も継続しています。また、民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であるため、「地方公務員災害補償制度」に基づく補償も対応されることを申し添えます。

本保険制度の運営においては、加入委員数の把握や事故発生時の保険金申請事務において、とくに市区町村民児協事務局の皆さまにご協力をお願いしているところです。民生委員・児童委員の皆さまが安心して活動できる環境づくりのために、ぜひご理解のうえ、引き続いてのご協力をお願いいたします。

令和7年2月

全国民生委員児童委員連合会

2. 民生委員・児童委員活動保険の概要

全国の民生委員・児童委員を加入者とする保険制度の概要は以下のとおりです。

(1)名 称
民生委員・児童委員活動保険(略称:民生委員活動保険)

(2)保険契約者・保険加入者等
①保険契約者(団体保険契約の当事者)
全国民生委員児童委員連合会(全国社会福祉協議会)

②保険加入者(被保険者=保険による補償を受けられる方)
全国の民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)全員
注)委嘱日より前の活動は補償の対象外となります。

③契約保険会社
以下の2社の共同引受けによる。
・損害保険ジャパン株式会社(引受幹事会社)
・東京海上日動火災保険株式会社

(3)保険契約期間
4月1日16時～翌年4月1日16時の1年間を単位として、毎年度更新。

(4)保険料
委員1人あたり年額760円(3年を単位として保険財政を検証し、必要に応じて改定)
・1/2を国庫補助、1/2を現在の互助共励事業会費(委員1人年1,900円)の一部で賄う。

(5)保険の性格および補償範囲の概要(補償の詳細は9頁参照)
傷害保険として活動中の事故による死傷補償を基本に、委員活動に伴う特有の補償を付加。

<主な事故事例>



高齢者宅の見守りに向かう途中、車にはねられてケガをした。



民児協の会議に向かう途中、駅の階段を踏み外し、ケガをした。



高齢者宅の見守りに自転車で向かう途中、通行人にぶつかりケガをさせてしまった。



避難行動要支援者名簿を紛失し個人情報漏えいした恐れがあるため、名簿掲載者に対しお詫びとして図書カードを配布した。



民生委員の自宅の窓が、活動対象者等により割られた。



民生委員の配偶者が、活動対象者等に暴力を振るわれ、ケガをして入院した。

注)病気(疾病)に関する取り扱いについて

- ①この保険は、上記のとおり、活動中の万が一の事故による死傷を補償する傷害保険の性格であり、活動中に心臓疾患や脳血管障害等により倒れた場合、また持病の悪化等、疾病については補償の対象外となります。
- ②ただし、活動中の熱中症、活動に起因する食中毒、さらに活動対象者から感染した特定感染症(結核、ジフテリア、コレラ等の感染症予防法に定めるもの)による入院・通院、後遺障害については事故とみなし補償の対象となります。
- また、特定感染症により死亡された場合には、死亡保険金は対象外となり、委員の親族の方が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

(6)民生委員・児童委員本人および同居家族の負傷等 に対する保険金額・見舞金額等
第三者への賠償責任等 (詳細は9～12頁参照)

①委員本人のケガの補償(いずれも事故発生日から180日以内に限る)

保 険 金 の 種 類		補償金額(保険金額)
死 亡 保 険 金		1,200万円
後 遺 障 害 保 険 金		504万円～1,200万円
入 院 保 険 金 日 額		6,500円(上限180日)
手 術 保 険 金	入院中の手術	65,000円
	外 来 の 手 術	32,500円
通 院 保 険 金 日 額		4,000円(上限90日)

委員本人へ保険会社からの直接支払い

委員活動中の事故に伴う委員本人の死傷被害等については保険会社から直接保険金が支払われます。

②委員本人が責任を負う賠償事故の補償

保 険 金 の 種 類	補償金額(保険金額)
賠 償 責 任 保 険 金	5億円(限度額)

③個人情報の漏えいに関する補償

保 険 金 の 種 類	補償金額(保険金額)
賠 償 責 任 保 険 金	50万円(限度額)
見 舞 品 購 入 費 用	5万円(限度額) ※1被害者500円限度

委員本人へ保険会社からの直接支払いまたは被害者等へ保険会社からの直接支払い

委員活動中の事故で委員本人が損害賠償責任を負った場合の補償は、一般的な賠償責任保険を基本とする性格に基づき、委員本人から被害者に示談金を支払った後に、原則として保険会社から委員本人に直接保険金が支払われます。

ただし、物を壊したときなど修理業者への支払いをもって示談に代えるときなどは、保険会社から被害者等への直接支払いを行うことができるケースもあります。詳しくは、保険会社とご相談ください。

④委員活動に起因して活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

保険金の種類	補償金額(給付金額)		
	活動対象者等に放火されて自宅が全損になったとき		100万円
建 物 等 の 損 害 に 対 す る 見 舞 金	活動対象者等に自宅の一部が壊されたとき		5万円
	活動対象者等に自宅内の家財が盗まれたり壊されたりしたとき		1万円
家 族 等 の ケ ガ に 対 す る 見 舞 金	活動対象者等に暴力を振るわれて、家族等*がケガをしたとき *民生委員本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子になります。	死 亡 弔 慰 金	100万円
		入 院 見 舞 金	10万円
		通 院 見 舞 金	3万円

全民児連(全社協)を介しての見舞金支払い

上記④は、見舞金としての付加補償であるため、全民児連が被害委員に見舞金を立替払いし、保険会社から当該金額が全民児連に支払われます。

(7) 補償対象となる委員活動の範囲について

民生委員・児童委員の立場で行われる活動であって、所属する単位民児協会長が委員活動と認める(証明する)活動が対象となります。保険会社が個別に判断することはありません。
その基本的な考え方は以下のとおりです。

【補償対象となる活動の基本的考え方】

- ①委員が担当する区域内における住民への相談支援活動であり、民生委員・児童委員として行うことが適当、もしくはやむを得ないと考えられる活動
- ②所属する民児協の事業計画に基づく活動(定例会、サロン活動、視察研修等)
- ③その他、民児協会長がとくに必要と認めた活動

(8) 補償の対象外となる事故等について(詳細は12頁参照)

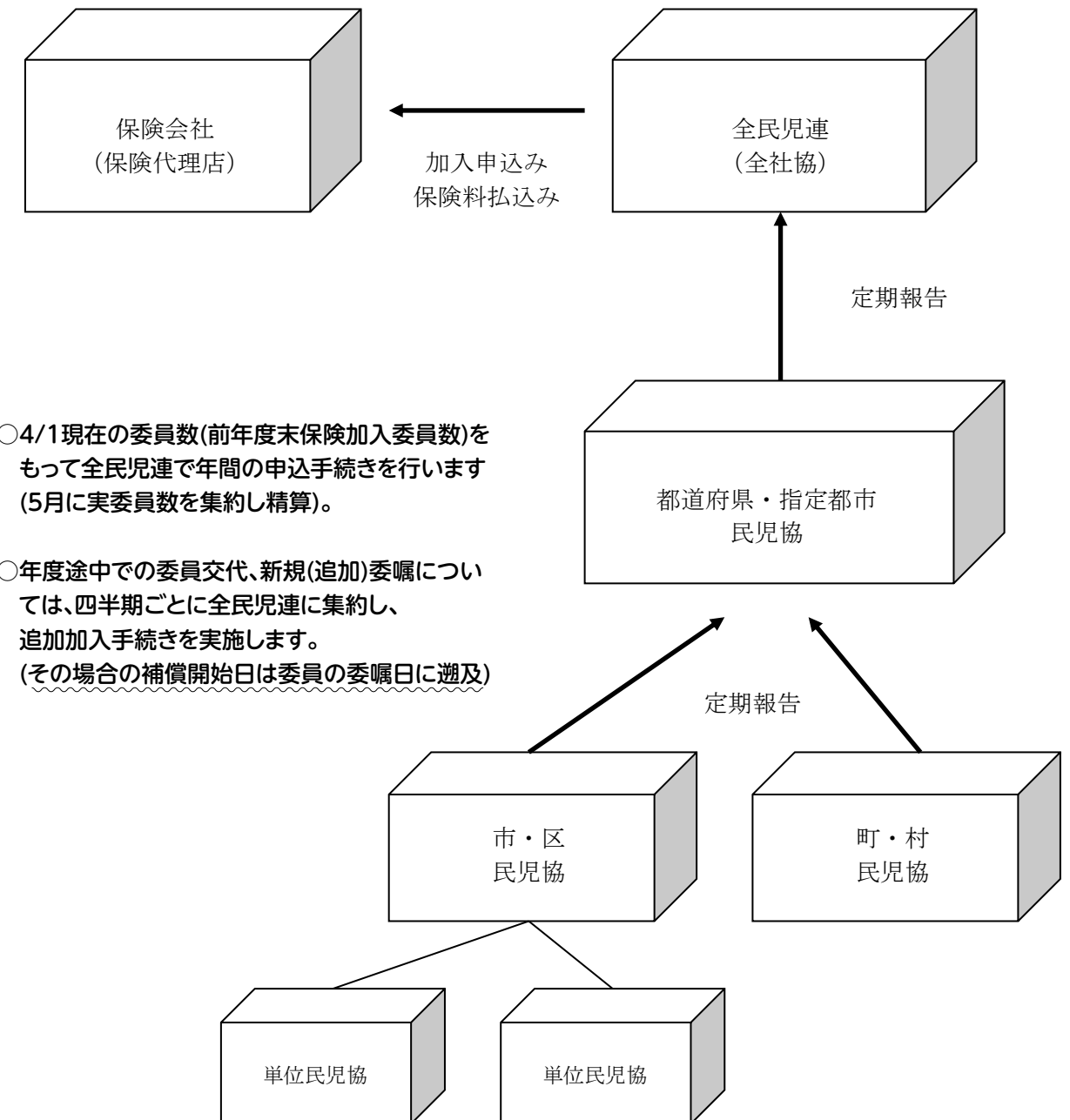
- ①自宅および自己所有地(畑や店舗、事務所等)における負傷等
 - ・自宅での事故の取扱いは日常生活との区別が難しく、補償の対象外となります。また、自宅以外の自己所有地(畑や店舗、事務所等)についても自宅同様に活動中であったことの確認が困難であるため、補償の対象外となります(借地・借家等の占有物件の場合も含む)。
 - ・ただし、委員の自宅および自己所有地において民児協の会合(定例会等)を実施していたことが客観的に証明できる場合は、補償対象となります。
- ②委員の自家用車、バイクによる交通事故での第三者(同乗者含む)の負傷・賠償責任等
 - ・自賠責保険、自動車保険で対応いただくべきものであり、本保険では対象外となります。
 - ・ただし、民児協定例会に向かう途中などで、同乗者が同じ民生委員・児童委員である場合は、同乗者が自身の事故として保険金申請いただくことが可能です。
(自転車保険に加入し、自転車事故により賠償責任を負った場合は、いずれか一方の保険に請求いただき、その際、他の保険に加入していることを申告してください。)
- ③民児協が主催したサロン活動等における参加者の負傷等の賠償責任
 - ・民児協として、ボランティア行事用保険等により対応いただくものです。
 - ・ただし、委員本人に賠償責任がある場合には、本制度の補償対象となります。
- ④自発的なボランティア活動、地域活動等

(9) 他の保険制度との関係(複数の保険に加入している場合)

- ①委員本人の死傷補償
 - ・ボランティア活動保険等、他の保険からの保険金支払いの有無にかかわらず、規定の保険金全額が支払われます。
- ②活動先(訪問先)で物を壊してしまった場合等、第三者への賠償
 - ・本保険を含め、選択いただいた一つの保険会社からのみ保険金が支払われます。
 - ・ただし、負担される賠償金の額が、当該保険会社の保険金額が損害額を超過している場合には、不足分を他の保険会社に請求することができます。

(10) 民生委員・児童委員、民児協、保険会社の関係

①各委員の保険加入の流れ



○4/1現在の委員数(前年度末保険加入委員数)をもって全民児連で年間の申込手続きを行います(5月に実委員数を集約し精算)。

○年度途中での委員交代、新規(追加)委嘱については、四半期ごとに全民児連に集約し、追加加入手続きを実施します。
(その場合の補償開始日は委員の委嘱日に遡及)

【加入手続きにおける市区町村民児協の役割】

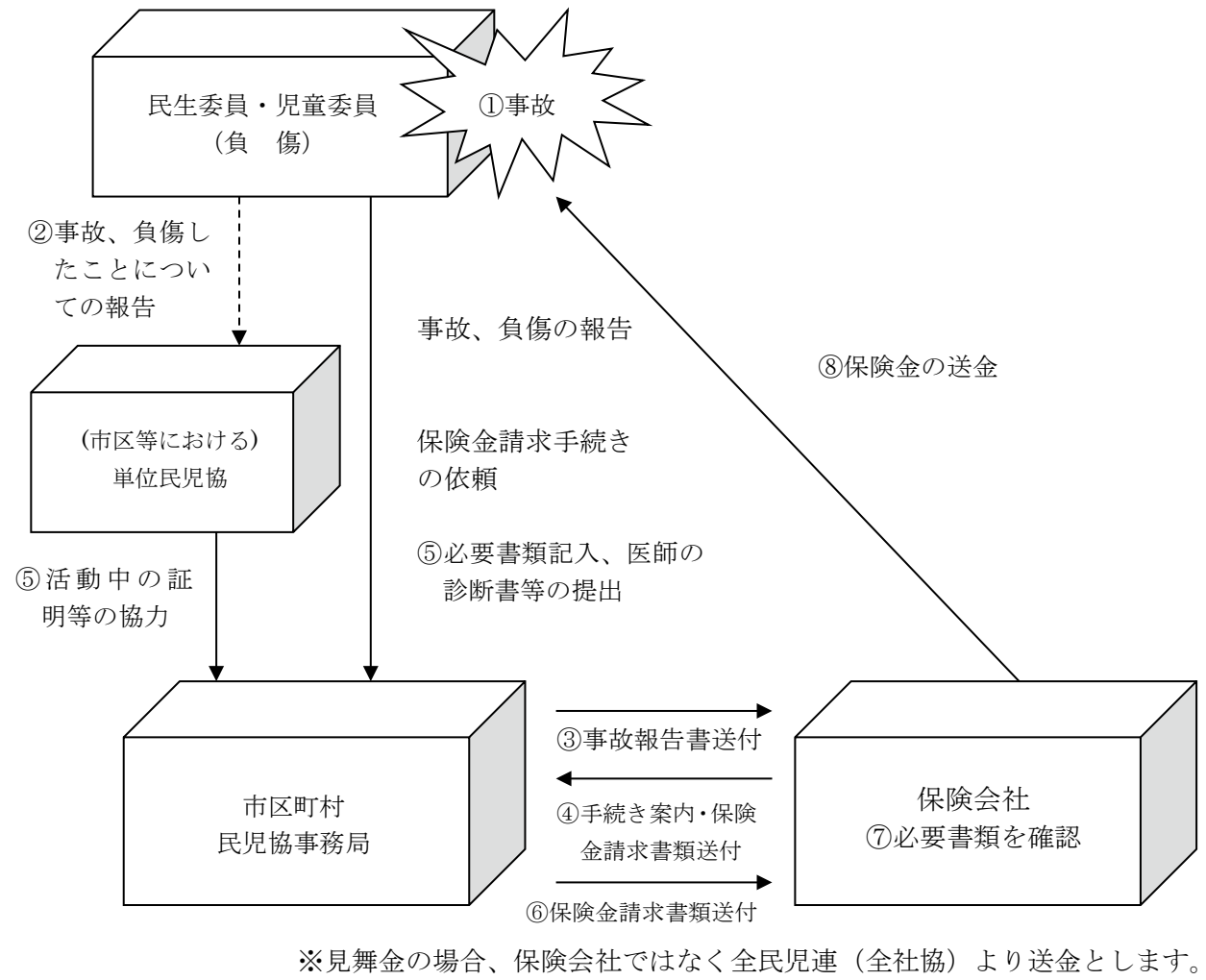
- ・市区町村内の委員状況を把握し、4/1現在の委員数、また年度途中での委員交代、新規(追加)委嘱(=実員数の増)について、四半期ごとに指定書式により都道府県・指定都市民児協に報告。
- ・市区町村内の委員名簿を都道府県・指定都市民児協に提供。
- ・本保険制度の加入について、各委員への周知。

【加入手続きにおける都道府県・指定都市民児協の役割】

- ・都道府県内・市内の市区町村民児協から報告される委員数、委員の交代や新規(追加)委嘱状況等を集約し、全民児連に報告。
- ・各市区町村から提供される委員名簿の保管。
- ・各委員への保険制度加入に関する周知についての協力。

②事故発生時の報告から保険金（見舞金）支払いの流れ

【活動中の事故により委員本人が負傷した場合の例】



【具体的な手続きの流れ】

<事故発生>

①委員活動中の事故の発生、民生委員・児童委員が負傷。

<保険会社への報告>

②負傷した委員（状況によってその家族）から所属する民児協事務局に連絡。

注）原則は市区町村民児協事務局（単位民児協については専任の事務局のない場合は会長に）。

③市区町村民児協事務局において、指定の「事故報告書」を作成し、保険会社に送付。

注）事故報告書は必ず負傷した委員本人ではなく、市区町村民児協事務局（専任の事務局がない場合は単位民児協会長等）が記入してください。

④保険会社より市区町村民児協事務局に保険金請求に向けた手続きを案内するとともに、追って保険金請求に必要な書類を市区町村民児協事務局に送付。

<保険金請求>

⑤本人の治療終了後、保険金請求に向け、委員本人および市区町村民児協事務局が協力して必要書類を作成（保険会社指定の診断書書式への医師の記入依頼、所属民児協会長（市部区部では単位民児協会長もしくは市区民児協会長）による委員活動中であることの証明（署名）等を含む）。

⑥市区町村民児協事務局より保険会社に保険金請求書類を送付。

注）一度ご提出された診断書原本は返却できません。互助共励のご請求手続き等でも必要な場合は、必ずコピーを取るようお願いいたします。

<保険金支払い>

⑦保険会社において、記載内容や必要書類を確認。

⑧保険会社から委員本人の口座に保険金を送金（請求書類に不備がない場合は 30 日以内に送金）。

【保険金・見舞金請求の流れ（補償別）】

前ページに図示した事故発生から保険金（見舞金）請求の流れを事故等の種類別に整理すると以下のようになります。記載の流れに従って、事故の報告、保険金または見舞金の請求を行ってください。なお、賠償事故については、お見舞い、被害者との交渉、示談などの対応が必要になります。次頁にさらに詳しく記載させていただきましたので是非ご覧ください。

委員ご本人がケガをしたとき [18 頁参照]	活動中に賠償事故を起こしてしまったとき [25 頁参照]	活動対象者に自宅を放火された、自宅の一部を壊されたとき [35 頁参照]	委員本人、家族等が活動対象者に暴力をふるわれてケガをしたとき [35 頁参照]
ケガの程度にもよりますが、まずは病院に行きましょう。ご自身で行くことができない大きなケガをした場合は、救急車の手配をしましょう。 ※病院に行かれていない（自宅療養）の場合は、この制度の対象になりません。	ケガ人がいる場合は、まずは病院や救急車の手配をしてください。なお、活動に向かう途中の自転車での事故など、相手が知らない方の場合、被害者の方のお名前、連絡先なども確認してください。	火災の場合はまず消防署（119 番）にご連絡ください。ケガ人がいる場合は、同時に病院や救急車の手配をしてください。	まずは病院や救急車の手配をしてください。
委員から民児協に事故の報告をします。	委員から民児協に事故の報告をします。民児協としての賠償事故対応方法の協議を行います。	警察（110 番）への連絡、届出を行ってください（警察署の名称、担当者をご確認ください）。	警察（110 番）への連絡、届出を行ってください（警察署の名称、担当者をご確認ください）。
市区町村民児協にて所定の事故報告書に必要事項を記載の上、保険会社（各県の窓口）にFAXしてください。	市区町村民児協にて所定の事故報告書に必要事項を記載の上、保険会社（各県の窓口）にFAXしてください。	市区町村民児協にて所定の事故報告書に必要事項を記載の上、保険会社（各県の窓口）にFAXしてください。	市区町村民児協にて所定の事故報告書に必要事項を記載の上、保険会社（各県の窓口）にFAXしてください。
ケガをされた方は治療に専念してください。	保険会社と示談の進め方などについてご相談ください（示談を行う前に必ず保険会社の承認を得てください）。	ケガをされた方は治療に専念してください。	ケガをされた方は治療に専念してください。
保険会社から保険金の請求に必要な書類とご案内を送付させていただきますので、その指示に従ってください。	保険会社から保険金の請求に必要な書類とご案内を送付させていただきますので、その指示に従ってください。	保険会社から見舞金の請求に必要な書類とご案内を送付させていただきますので、その指示に従ってください。	保険会社から見舞金の請求に必要な書類とご案内を送付させていただきますので、その指示に従ってください。
保険金請求書類を保険会社にご返送ください。	示談を行い、示談書を取り交わしてください。	見舞金請求書類を保険会社にご返送ください。	見舞金請求書類を保険会社にご返送ください。

【保険金や見舞金の請求に必要な主な書類】

○：必ず必要なもの △：状況に応じ必要になるもの

主な書類名	本人の ケガ	賠償 責任の 事故	家族等 のケガ	自宅の 損壊	備考
①民生委員・児童委員 確認書	○	○	○	○	・保険会社から送付されてきます。 ・必要事項をご記入ください。 ・民児協の会長印(職印がない民児協は会長の署名・捺印)を取り付けてください。
②保険金請求書	○	○			・保険会社から所定の書類が送付されてきます。 ・必要事項をご記入ください。 ・なお、保険金請求者や同意書の欄にある、氏名を記入する欄は、必ず本人が記入してください。
③見舞金給付申請書			○	○	・保険会社から送付されてきます。 ・必要事項をご記入ください。 ・なお、見舞金給付申請書や同意書の欄にある、氏名を記入する欄は、必ず本人が記入してください。
④医師の診断書	△		△		・保険会社から所定の書類が送付されてきます。 ・ご自身のケガの場合は、請求額が 30 万円を超える場合、必ず必要になります(30 万円以下の場合は、所定の書類による申告で、診断書の提出を省略しています)。 ・病院に持参し、医師に記入してもらってください。 ・なお、この保険では、病院での診断書作成費用は対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。 注)一度ご提出された診断書原本は返却できません。互助共励のご請求手続き等でも必要な場合は、必ずコピーを取るようお願いいたします。
⑤診察券のコピー	○		○		・投薬袋のコピーでも可です。
⑥事故証明書・罹災証明書	△	△	○	○	・公の機関が発行した物。 ・交通事故の場合や、第三者からの不法行為による場合など、警察や消防の届け出が必要な事故の場合に、それを証明する書類のコピーを提出願います。
⑦戸籍謄本(除籍謄本) など	△		△		・委員ご本人が事故などにより亡くなられた場合に必要になります。
⑧印鑑証明書、住民票	△		△		・委員ご本人が事故などにより亡くなられた場合に必要になります。
⑨修理見積書		△		○	・物の損害の場合は、その修理金額およびその妥当性の確認のために必要になります。 ・全損時など修理ができない場合は、修理不能であることの証明を提出いただきます。
⑩写真		○		○	・物の損害の場合は、その程度や現物の確認のために必要になります。
⑪領収証、請求書		○		○	・費用の支出や示談金の支払いの証明書類として使用します。
⑫示談書		○			・保険会社から所定の書類が送付されてきます。 ・賠償事故の場合は、相手との示談が必要となるため、示談書を作成いただきます(状況や程度により確認書で代用する場合があります)。
⑬その他	△	△	△	△	・全民児連や保険会社が必要と判断した書類を別途提出のお願いをさせていただきます。

(11) 補償内容の詳細

この保険で補償される内容の詳細は以下のとおりです。さらに詳しい内容は、巻末の約款および災害見舞金規程をご参照ください。

①委員本人が活動中にケガをされたとき

種類	補償内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 42%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（42%～100%）
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から 180 日以内）
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度） （注 1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注 2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

＜用語の定義＞

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/sensiniryo/index.html) 
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

【疾病の取扱いについて】

この保険は活動中の偶然なケガを補償させていただくもので、疾病を補償するものではありませんが、以下の症状については、ケガとみなして補償の対象に含めています。

- ①委員活動中に熱中症による障害を負ったとき
②委員活動中に摂取した飲食物による以下の食中毒

種類	例
①細菌性食中毒	サルモネラ菌、ブドウ球菌、O - 1 5 7 など
②自然毒による食中毒	フグ、キノコ、青梅 など
③化学物質による食中毒	メタノール、青酸、鉛、有毒ガス など
④ウイルス性食中毒	ノロウイルス、ロタウイルス など

③委員活動中に特定感染症を発病したとき

※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O - 1 5 7 など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザ、H5N1またはH7N9型以外の鳥インフルエンザ、狂犬病、ツツガムシ病など、その他の分類に属する感染症は対象になりません。

※法改正により、新たに一類感染症、二類感染症、三類感染症に分類された感染症は、法律の施行をもって自動的に対象に含まれます。

※対象となる感染症については今後法改正等により変更となる可能性があります。

※2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発病をした場合は保険始期にかかわらず保険金をお支払いできません。

②委員本人が損害賠償責任を負ったとき

種類	内 容
賠償責任保険金	日本国内において、民生委員・児童委員活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

③個人情報を漏えいしてしまったとき

種類	内 容
賠償責任保険金	取扱う個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。また、損害賠償金に加え、以下の争訟費用なども対象となります。 ①争訟費用（訴訟費用、弁護士報酬など） ②争訟対応費用（損害賠償請求に対処するために支出した文書作成費用など） ③求償権保全費用 ④協力費用（保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用） ※①は事前に保険会社の承認を得て支出したものに限りします。
謝罪（見舞）費用	取扱う個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、推定被害者（個人情報により特定される個人）に対するお詫びのために支出する費用（見舞金、見舞品・商品券等の購入費用を含みます）を支出することによって現実に被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※保険会社に個人情報の漏えいまたはそのおそれの発生を通知した日以降 12 か月以内に支出した費用に限りします。 ※公的機関に対する文書による届出または報告などにより、事故の発生が客観的に確認できる場合に限りします。

④活動の対象者等から加害行為を受けたとき

種類	内 容
建物等災害見舞金（放火全損）	委員活動に起因する事由により、民生委員・児童委員が居住する敷地内の建物が、活動対象者等 ^{（※1）} からの放火により全損となった場合に災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。
建物等災害見舞金（建物等一部損害）	委員活動に起因する事由により、民生委員・児童委員が居住する敷地内の建物およびその付属建物、付属設備が、活動対象者等からの不法行為により被った損害に対し、災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。
建物等災害見舞金（収容動産）	委員活動に起因する事由により、民生委員・児童委員が居住する敷地内の建物およびその付属建物、付属設備、それら建物内にある家財が、活動対象者等からの不法行為により被った損害に対し、災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。
家族等傷害死亡弔慰金	委員活動に起因する事由により、家族等 ^{（※2）} が、活動対象者等からの不法行為によりケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。
家族等傷害入院見舞金	委員活動に起因する事由により、家族等 ^{（※2）} が、活動対象者等からの不法行為によりケガをされ、そのケガのため入院された場合に災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。
家族等傷害通院見舞金	委員活動に起因する事由により、家族等 ^{（※2）} が、活動対象者等からの不法行為によりケガをされ通院し、医師の治療を受けられた場合に災害見舞金規程にしたがい見舞金を給付します。

（※1）活動対象者等とは、民生委員・児童委員活動の対象者およびその人物から依頼を受けて不法行為を行った者をいいます。

（※2）家族等とは、民生委員本人、配偶者、民生委員・児童委員と生計を共にする同居の親族（民生委員・児童委員の6親等内の血族および3親等以内の姻族）、別居の未婚の子をいいます。

注1. 「建物等災害見舞金（放火全損）」「建物等災害見舞金（建物等一部損害）」「建物等災害見舞金（収容動産）」は重複して給付しません。

注2. 「家族等傷害死亡弔慰金」「家族等傷害入院見舞金」「家族等傷害通院見舞金」は重複して給付しません。

注3. 見舞金は、全民児連（全社協）が定める「災害見舞金規程」に従い、全民児連から民生委員・児童委員に送金します。

(12) 補償対象外となる場合の詳細（免責事項）

以下に記載されているような場合は、この制度の補償対象外となります。
なお、主な場合のみ記載したものです。詳しくは、裏表紙に記載しているお問合せ先にご照会ください。

①委員本人のケガの補償

- | | |
|--|--|
| ・故意または重大な過失によるケガ | ・脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ |
| ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ | ・無資格運転、酒気を帯びた状態など正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間のケガ |
| ・自宅および自己所有地（畑や店舗、事務所等）におけるケガ（借地・借家等の場合を含む） | ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等医学的他覚所見がないもの |
| | など |

②委員本人が負った損害賠償責任の補償

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| ・故意による事故 | ・配偶者、お子様、同居の親族（別居の未婚のお子様を含みます）に対する事故 |
| ・心身喪失に起因する事故 | |
| ・暴行または指図による暴行に起因する事故 | ・自動車・バイクの所有、使用、管理による事故 |
| | ・地震、噴火、津波に起因する賠償事故 |
| | など |

③個人情報漏えいしてしまったときの補償

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ・故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為による事故 | ・個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求 |
| ・委員本人または委員活動の補助者の犯罪行為による事故 | ・委員が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 |
| ・法令に違反することを認識しながら行った行為による事故 | ・委員が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 |
| ・違法に私的な利益を得たり違法に便宜を供与された行為による事故 | ・個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任 |
| ・委員本人、配偶者および世帯を同じくする親族の個人情報 | ・契約違反による違約金支払規定による加重された賠償責任 |
| ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いによる事故 | |
| ・偽りその他不正な手段による取得した個人情報の取扱いによる事故 | |
| | など |

④活動対象者から加害行為を受けた時の見舞金

- | |
|------------------------------|
| ・災害見舞金規程に記載されている、見舞金を給付しない場合 |
| ・災害見舞金規程に基づかない見舞金の給付 |
| など |

3. 加入手続き等について

ここでは、毎年度、年度当初の一括加入、また、年度途中での委員の交代や、欠員補充もしくは定員増に伴う新規（追加）委嘱があった場合の加入手続き等についてご説明します。

本保険に関する事務のうち、全国の市区町村民児協、都道府県・指定都市市民児協に定期的にご協力いただくものですので、ご理解のうえ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

保険加入は、全民児連において全国の委員分を一括して行います。その手続きは、大きく、以下の2つに分かれます。

- ① 4月1日時点の現任委員について一年分の加入申し込み（翌4月1日までの1年分）
- ② 年度途中の新規（追加）委嘱について、四半期ごとに追加加入申し込み

とくに、②においては、欠員の補充や定員増に伴う新規（追加）委嘱があった場合、委員氏名を明らかにした上で保険料を添えて申し込みを行うこととしています。万が一の事故の際に補償を受けられないことがないように、とくに年度途中での追加申し込み手続きにご留意ください。

市区町村民児協⇒都道府県・指定都市市民児協⇒全民児連への加入連絡に関する年間のスケジュールは下表のとおりとなります。

上記①の年間契約は、全民児連において前年度末の委員数をもって新年度分の当初加入手続きを行い、5月に入ったところで4月1日現在の実委員数をご報告いただき、確定数とします。保険料の半分を国庫補助金で賄うため、欠員を含めた委員定数で加入することができないため、二段階での処理となるものです。

一方、上記②の年度途中での新規（追加）加入については、毎年度、四半期ごとに行います（年4回）。この場合、全民児連への連絡や保険会社への加入申込みは委嘱日以後となりますが、当該年度内に保険料を払い込むことにより、委嘱日に遡っての補償が受けられます。

※なお、一斉改選年においては、年間連絡スケジュールおよび報告方法が一部異なります。

保険加入に係る都道府県・指定都市市民児協より全民児連への年間連絡スケジュール（令和7年度予定）

保険加入者（委員数）連絡の区分			都道府県・指定都市市民児協から全民児連への連絡期限	全民児連から保険会社への保険料支払い
期首 追加委嘱対応 年度途中での	1	4月1日現在の現任委員確定数（不足人数分の追加保険料支払い等のため）	5月20日	6月10日
	2	4月2日～5月末までの間の委嘱委員（4/1時点では欠員であった場合の委嘱、以下同）	6月10日	6月末
	3	6月1日～8月末までの間の委嘱委員	9月10日	9月末
	4	9月1日～11月末までの間の委嘱委員	12月10日	12月末
	5	12月1日委嘱委員（厚生労働省公表の委嘱委員数にて全民児連にて一括加入）	報告不要	1月末
	6	3月末現在の現任委員数（委嘱予定者含む）	3月10日	3月末

注）年によって、当該日が土日に係る場合はその前日の金曜日を予定

（１）毎年度の一括加入手続きについて（4/1 時点での一括加入）

①4 月 1 日現在の実委員数の報告

この保険制度は、毎年度 4 月 1 日から翌 4 月 1 日を契約期間とし、毎年度更新を行います。
4 月 1 日からの補償のために、まず全民児連において前年度末（3 月 31 日）現在の保険加入委員数をもって、翌年度当初の委員数として保険会社に一括加入手続きを行います（保険料の支払いとも）。

そのうえで、新年度に入り、4 月 1 日現在の実委員数について市区町村民児協から都道府県・指定都市市民児協にご報告をいただき、都道府県・指定都市市民児協はその合計人数をもって県・市内の期首委員数の確定数として指定様式にて全民児連あてにご報告ください。

これを受け、全民児連において、保険会社との間で、加入人数の増減および保険料の追加払い込みもしくは返戻処理を行います。この場合において前年度よりも人数増となった場合でも、全員が 4 月 1 日午前 0 時に遡っての補償適用となります。

②加入者名簿（委員名簿）の備え置き

この 4 月 1 日時点での一括申込み手続きに際しては、加入者名簿として全国の民生委員・児童委員名簿を全民児連に集め、保険会社に提出することはしていません。

本保険契約に際しては、全国で 23 万人という人数、また個人情報保護を勘案し、都道府県・指定都市市民児協事務局に名簿を備え置いていただくことで、都道府県・指定都市市民児協から報告いただく人数の裏づけとする運用としています。

しかし、市区町村の個人情報保護条例との関係で、市区町村民児協から都道府県・指定都市市民児協に名簿の提供が困難という場合には、保険会社からの照会をはじめ、名簿確認が必要になった際に、都道府県・指定都市市民児協と市区町村民児協との間で迅速に名簿情報確認への協力が確保される場合には、都道府県・指定都市市民児協に名簿を備え置かなくても結構です。

【(参考) 4 月 1 日現在実委員数の連絡票】

●●年 4 月 ●●日
民生委員・児童委員活動保険 加入者数連絡票 (4 月 1 日委員実数 連絡票) 都道府県・指定都市 _____
本年 4 月 1 日現在の民生委員・児童委員の実人数（主任児童委員含む）は以下のとおりです。 _____ 人 都道府県・指定都市内の全委員数
【ご照会先】 都道府県・指定都市市民児協名 _____ ご担当者 _____ 電話番号 _____

（２）年度途中での委員交代、新規（追加）委嘱に伴う加入手続きについて（年 4 回）

毎年度、年度途中（4 月 2 日以降）に、委員の交代、また欠員補充としての委員委嘱や委員定数の増による新規委嘱が全国各地で行われています。

こうしたケースにおいては、新たに委嘱された委員について、適切なご連絡をいただかないと保険加入がなされず、万が一の事故の際に補償が受けられない事態も想定されますので、都道府県・指定都市市民児協および市区町村民児協事務局におかれては、くれぐれもご留意のうえ、全民児連への必要なお報告をお願いします。

①委員の交代について

4 月 1 日時点で前任者（前任の委員）が現任委員として活動しており、保険加入者として保険料が支払われていた場合、前任者の当年度分の保険料の残期間部分が後任者の保険料に充てられるため、追加の保険料の払い込みは不要です。

ただし、委員交代の事実については、市区町村民児協から都道府県・指定都市市民児協、さらに全民児連にご報告をいただかないと、都道府県・指定都市市民児協事務局に備え置くべき名簿情報の変更、また保険会社へ加入者交代の事実の連絡ができないため、指定様式により市区町村民児協⇒都道府県・指定都市市民児協⇒全民児連の流れでご報告をお願いします（都道府県・指定都市市民児協では市区町村民児協から送付された様式を取りまとめ、コピーのうえ、全民児連に送付ください）。

報告日にかかわらず、委員としての委嘱日の午前 0 時に遡っての補償となります。

②欠員補充としての新規委嘱、定員の増に伴う新規委嘱について

4 月 1 日時点では現任者が不在であったケースであり、前任者の保険料が払い込まれていないため、新たに年度の保険料の払い込みが必要となります。

この新規（追加）委嘱についても、指定様式により、市区町村民児協⇒都道府県・指定都市市民児協⇒全民児連の流れでご報告をお願いします。

とくに、全民児連においては、都道府県・指定都市市民児協からの報告を集約し、追加保険料を保険会社に払い込むこととなります。この保険料の払い込みにより、それぞれの委員について、委員としての委嘱日の午前 0 時に遡って補償が行われることとなります。ただし、保険契約は年度ごととなるため、くれぐれも当該年度内の報告、保険料払い込みが必要である点にご留意ください。

③市区町村民児協から都道府県・指定都市市民児協への報告期限について

これら報告については、13 頁のスケジュール表に基づき行うこととしています。表では都道府県・指定都市市民児協から全民児連への報告期限を記していますので、各都道府県・指定都市では、市区町村数等を勘案のうえ、それぞれ県内市内の報告期限を設定ください。

注) 4 月の年度一括加入に際しては、全民児連として加入者名簿の提出を求めている一方、年度途中での委員交代や新規委嘱については委員氏名を記載した表形式での報告を求めています。

これは、万が一、4 月 2 日以後の委嘱日の委員が事故にあった場合に、当該委員の保険料払い込みの事実を確認する際、前任者の残期間部分での充当により賄われているのか、追加で払い込まれているのかを明確にする等の理由によります。

保険制度の適正運営のためには、国や都道府県等の行政が公表する民生委員・児童委員の現員数と保険料払い込み委員数とが合致することが必要なため、とくに差異を生じやすい委員交代、新規（追加）委嘱については様式（16 頁）により行うこととしているものです。

(3) 一斉改選時の対応について

令和7年12月1日は一斉改選が実施されます。一斉改選が実施されても、(1)(2)にある個別報告は必要ありません。

一斉改選においては、12月1日の改選後、12月末～1月初旬を目途に厚生労働省が改選結果として12月1日時点の委嘱者数(実数)を公表しますので、この数字と改選前の保険料払い込み済みの委員数との差異に基づき、人数増の場合は全民児連として追加保険料の払い込み手続きを行います。

【(参考)15頁(2)で使用する年度途中での委員交代、新規委嘱に関する報告様式】

委員交代、追加委嘱 報告書

●●年度 第●期(●●年●月～●月)

市区町村

1. 委員の交代

No.	前任委員 (4/1現在の委員)	後任委員	
		委嘱日	委員氏名
1		月 日	
2		月 日	
3		月 日	
4		月 日	
5		月 日	
6		月 日	
7		月 日	
8		月 日	
9		月 日	
10		月 日	

2. 新たな委員の委嘱(欠員の補充等) ※追加保険料対象

No.		委嘱日	委員氏名
1		月 日	
2		月 日	
3		月 日	
4		月 日	
5		月 日	
6		月 日	
7		月 日	
8		月 日	
9		月 日	
10		月 日	

4. 保険金・見舞金請求手続きについて

ここでは、事故が発生した際の保険金・見舞金の請求までの主な流れについてご説明します。

市区町村民児協事務局にお願いしたい事項の概要

○事故発生時に委員の方に対応していただく主なこと(初期対応)

- 委員の皆様からご連絡がありましたら、以下の点についてご助言ください。
- ・事故によりケガを負われた方がいるときは、なにより医療機関での適切な治療を受けていただいでください。
 - ・他人の物を壊してしまったときは、必ず写真を撮るようお願いしてください。なお、その際、壊してしまった物の全体像と壊れた部分の詳細がわかるように複数枚の撮影をお願いしてください。
 - ・活動対象者から暴力をふるわれたり、自宅に損壊を受けた場合、また、個人情報情報を紛失してしまったときは、必ず警察に被害届、紛失届を出していただいでください。

○事故の報告の流れ

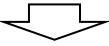
事故の報告がありましたら、速やかに保険会社に事故の報告を行ってください。

1. 事故の内容について、委員にご確認いただき、市区町村民児協事務局において事故報告書の記入をお願いします。



2. 事故報告書をメールまたはFAXにて送付してください。

事故報告書は、損保ジャパンの各都道府県別の担当保険金サービス課(送付先は79頁、80頁をご覧ください。)までメールまたはFAXしてください。
注)より身近な地域で対応させていただくため、都道府県ごとの窓口にお送りください。



3. 損保ジャパンから、保険金(見舞金)請求に必要な書類が送付されてきます。

損保ジャパンから、事故の受付が完了した旨連絡があり、その後に保険金請求に必要な書類が送付されてきます。書類が送付されてきたら、事故の当事者である委員と連携して、保険金(見舞金)請求に必要な書類を整えてください。なお、賠償事故の場合の示談の進め方などは必ず損保ジャパンとご相談ください。

○保険金(見舞金)請求のタイミングについて

事故の内容により、保険金(見舞金)請求を行うべきタイミングが異なります。
以下を目安に保険金(見舞金)の請求を行ってください。

本人のケガ	死	保険金請求に必要な資料が整ったとき
	後遺障害	医師により症状固定の診断がなされたとき、または事故日から半年経過した時点のいずれか早いとき ※半年経過した段階で、医師による症状固定の診断を行っていただきます。
	入院・手術・通院	医師による治療が完了したときまたは事故日から半年経過した時点のいずれか早いとき
本人が負った賠償責任		当事者間での示談がまとまったとき
加害行為による家族等*のケガや自宅の損壊などへの見舞金		警察への被害届が受理されたとき

*「家族等」:3・11頁の注記、75頁参照

④保険金請求の際に保険会社から送付されてくる主な書類の記載例または書式の例

保険金の請求に必ず必要な書類①（保険金請求書）

損害保険ジャパン株式会社 行
保険金請求書（傷害保険） 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

※ご記入ガイドもご確認ください。本特約書もご確認ください。

1. 以下のとおり、損害保険ジャパン日本株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）との保険契約に基づき、保険金を請求します。
2. 本書裏面「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり、損保ジャパンの本保険金請求に関する個人情報の取扱いに同意します。
3. 下記「⑦保険金振込口座」への振込をもって保険金を受領したものと認めます。

① ご請求日 20 〇〇年 〇〇月 〇〇日 **② おケガをされた日** 20 〇〇年 〇 月 〇 日

③ 保険金請求者 氏名 フリガナ ミンセイ イチロウ 氏名 民生 一郎 住所 〒123-4567 フリガナ 〇〇ケン××市△△1-1-1 住所 〇〇 〇〇市△△1-1-1

④ 被保険者 氏名 フリガナ ※おケガをされた方 氏名 保険金請求者と同じ 性別 男 女 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 (65)才

⑤ 証券番号 <記入不要>

⑥ 他のご契約 本特約書について、同一の損害または費用を補償する他のご契約がありましたら、ご記入ください。

他のご契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の可否
☒	損保ジャパン	ボランティア活動保険		全国社会福祉協議会	☒

⑦ 保険金振込口座 通帳をご確認のうえ、正確にご記入ください。

保険金振込先（振りを訂正する際は必ず訂正箇所を請求印と同じ印鑑をご捺印ください。）

口座種別	口座名義人	住所	TEL
〇 当座	民生 一郎	〇〇ケン××市△△1-1-1	()

以下の受取人の氏名は口座名義人が保険金請求者と異なる場合のみご記入ください。

受取人 氏名

代理店記入欄 20 年 月 日 管理印欄

保険金の振込先を記入してください。店番はわからなければ記入しなくても結構です。

委員の皆様が個人的に加入されている傷害保険やボランティア活動保険などがあれば、それについてわかる範囲で記入してください。

ご請求日は、この保険金請求書を作成した日を記入してください。

事故報告書に記載した事故日を記入してください。（事故報告の際の日付が誤っていた場合は、保険会社に連絡の上、正しい日付をご記入ください。）

保険金請求者は、原則としてケガをされた委員本人になります。ケガをされた方の住所、氏名をご記入の上、ご捺印ください。なお、氏名は必ず保険金請求される方が自署してください。

亡くなられた場合など、ケガをされた方と保険金請求者が異なる場合は、詳細をご記入ください。通常は、「保険金請求者と同じ」に〇を付します。

※万が一、事故で委員ご本人が死亡されたときは、配偶者等相続人を保険金請求者として作成してください。

保険金の請求に必ず必要な書類②（民生委員・児童委員であることなどの証明書）

民生委員・児童委員活動保険専用

民生委員・児童委員確認書

損害保険ジャパン株式会社 宛

・民生委員・児童委員の情報

住 所 〇〇県××市△△1-1

氏 名 民生 一郎 連絡先 012-987-6543

現在の任期における委嘱日 〇〇年 12月 1日

・事故発生日時 〇〇年 〇 月 〇 日 午前・午後 10 時 30 分頃

・事故状況・事故原因など概要 △△町公民館に民生委員の会館のため自転車で向かう途中、段差でバランスを崩して転倒し、手を付いた際に手をひねってしまった。

証明する事故の概要を記載してください。（事故報告書と同じ内容で結構です。）

いずれかに〇を付してください。（活動中のケガであることの証明ですので、上に〇を付けてください。）

〇 民生委員・児童委員活動中（往復途中）の事故であったこと

〇 民生委員・児童委員活動のために取り扱う個人情報に関する事故であること

上記の者は、事故発生日現在、本会に所属する民生委員・児童委員であることを証明します。

あわせてこの事故が、

〇 民生委員・児童委員活動中（往復途中）の事故であったこと

〇 民生委員・児童委員活動のために取り扱う個人情報に関する事故であること

を証明します。

単位民児協または市区町村民児協の会長が署名、捺印してください。保険金請求される方が会長の場合は、副会長が署名、捺印してください。※法人格をもつ民児協の場合は、法人印を押印してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

住 所 〇〇県××市△△9-9

民児協名 ××市民生委員児童委員協議会

会長名 会長 日本 興太郎

日本

保険金の請求金額が 30 万円以下の場合に必要な書類

この用紙を作成した日をご記入ください。

損害保険ジャパン株式会社 行

入院・通院 申告書(傷害用)

ご記入前にご確認ください。

● ご記入ガイドをご確認いただき、申告者ご本人がご記入ください。

● 申告者は、保険金お支払い額が30万円以下の場合に、診断書の代わりとしてご提出いただけます。

● 申告書は、内容により、あらためて診断書のご提出をお願いする場合があります。

民生委員本人がご署名ください。

① 記入日

※ご記入日は西暦でお書きください。20 〇〇 年△△ 月XX 日

② 申告者

原則として、おケガをされた方ご本人です。おケガをされた方が未成年者の場合は親権者の方が申告者となります。

フリガナ ミンセイ イチロウ

氏名 民生 一郎

自署

電話番号 〇12 (987) 3456

年齢 ()

性別 ()

職業 ()

住所 ()

勤務先 ()

家族構成 ()

その他 ()

③ 被保険者

申告者と同一の場合はご記入は不要です。

おケガをされた方ご本人

④ 医療機関

以下にご記入いただくか、または診療券や領収書のコピー（一枚可）を同封してください。

医療機関名

電話番号

()

利用保険

健保

国保

労災

国民健康保険

医療費助成制度

その他

医療機関名

電話番号

()

利用保険

健保

国保

労災

国民健康保険

医療費助成制度

その他

⑤ おケガ・治療の内容

必要に応じて医療機関にご確認のうえ、ご記入ください。

別紙「ご記入ガイド」を参照！

部位

顔面

頭部

頸部

胸部

腹部

腰部

手足

その他

症状

骨折

脱臼

切傷

打撲

火傷

凍傷

腫瘍

出血

その他

傷病名

入院治療

20XX年 4 月 7 日～20XX年 4 月 8 日

通院治療

年 月 日～年 月 日

(うち実際に通院した日数 日)

手術

あり

なし

手術名

手術日

年 月 日

合計 3 日

ギプス等の固定具使用

A

B

固定具を装着時(※1)した期間

固定具の種類(※2)

手首または足首を含む固定

※1 装着時には、「入浴中のみ取り外す」、「就寝時のみ取り外す」、「入浴時および就寝時のみ取り外す」の状態を含みます。

※2 固定具の種類については、別紙「ご記入ガイド」の裏面をご確認ください。 ※3 お義のコレット(軟性コレット)は含みません。

最終治療日

20XX年 4 月 20 日

後遺障害

残存見込

あり

不明

内容

※あり・不明の場合、内容を記入してください

「ご記入ガイド」が同封されてきますので、それをご覧になり、治療状況をご記入（ご申告）ください。

続けて裏面もご記入ください

損害保険ジャパン株式会社

保険金の請求金額が 30 万円超の場合に必要な書類

保険会社から送付されてきた以下の書類（診断書）を、治療された医療機関に持参し、作成していただ
いてください。

注)一度ご提出された診断書原本は返却できません。互助共励のご請求手続き等でも必要な場合は、必ずコピーを取るようお願いいたします。

氏名		カルテ番号()		職業	性別	男	女	
				生年月日 (例)大(部)年 月 日生 才				
				(保険)(国保)(労災)(自費)(その他)				
傷病名および受傷部位・経緯				発病または受傷の原因(傷病者申告の内容を詳細にご記入ください。)				
初診日 年 月 日				当該傷病の治療歴 (有) (無) (病院名:)				
発病日または受傷日 年 月 日				治療期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)				
初診から現在までの主要症状ならびに治療内容				既往症および既存障害 (有) (無) (傷病名:)				
				[脊椎の障害の場合] 他覚所見の有無、検査結果 画像所見(X-P・MRI・CT等) (有) (無) [新鮮(陈旧性)不明]() 神経学的所見(知覚・筋力・反射等) (有) (無) その他の異常所見 (有) (無)				
今回傷病に関して実施した手術 (有) (無) ⇒ 有の場合、以下の手術欄を必ずご記入ください。								
手術①	手術名 診療報酬区分コード内	[(X) (J) -]		手術の種類:	(開頭術)(穿頭術)(開胸術)(開腹術)(その他)			
	手術日	年 月 日		筋骨関節手術の場合:	(観血)(非観血) 縫合術の場合: (Z5or以上)(Z5or未満)			
手術②	手術名 診療報酬区分コード内	[(X) (J) -]		手術の種類:	(開頭術)(穿頭術)(開胸術)(開腹術)(その他)			
	手術日	年 月 日		筋骨関節手術の場合:	(観血)(非観血) 縫合術の場合: (Z5or以上)(Z5or未満)			
処方薬	(有) (無) 技術名		新薬 要約品	年 月 日 ~ 年 月 日	併用薬に依り 必要量超過			
入院治療	日間	年 月 日 ~ 年 月 日	実通院治療日 (○印をつけてください。)					
通院治療	日間(うち来日数)	年 月 日 ~ 年 月 日						
固定具の使用	(有) (無) ⇒ 有の場合、以下の欄を必ずご記入ください。							
固本具①	ギプス(シーツ等) (肘子固定) (装具使用) (頸椎器具) (頰顎装置の使用) 敷物器具(サポーター等) (その他) () (有) (無)	年 月 日 ~ 年 月 日						
部位①								
固本具②	ギプス(シーツ等) (肘子固定) (装具使用) (頸椎器具) (頰顎装置の使用) 敷物器具(サポーター等) (その他) () (有) (無)	年 月 日 ~ 年 月 日						
部位②								
医学的に就業・家事・通学が全く不可能と判断される期間								
年 月 日 ~ 年 月 日 就業復帰見込み								
年 月 日 (治療) (経過) (中止) (断交)			保険金の 請求可能額 (有) (無) 合計					
上記のとおり診断いたします。			所在地					
記入日 年 月 日			病院名					
			医師氏名					

(注)「常時装着」には、「入浴中のみ取り外す」、「入浴中および就寝時のみ取り外す」の状態を含みます。

※この用紙は医師等に記入いただくものです。
※この用紙は、後遺障害を診断するための用紙です。診断・身体障害とその他の診断については、必ずしも記入する必要はありません。
※後遺障害については、必ずしも診断書を作成する必要はありません。

氏名	① ②		生年月日	年 月 日	性別	③ ④	年齢	年 月 日	出生 年 月 日
住所	⑤ ⑥		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受診日時	年 月 日	時 分	受診場所	年 月 日	時 分	受診医師	年 月 日	受診科目	年 月 日
入院期間	年 月 日	年 月 日	入院施設	年 月 日	入院施設	年 月 日	入院施設	入院施設	入院施設
診断書	年 月 日	時 分	診断書	年 月 日	時 分	診断書	年 月 日	診断書	年 月 日
白紙返状	⑦ ⑧								

各部位の後遺障害の内容	
① 頸部・胸部の障害	② 腕部・手の障害
③ 腰部・臀部の障害	④ 足部の障害
⑤ 顔面・視覚の障害	⑥ 聴覚の障害
⑦ 言語の障害	⑧ 歯の障害
⑨ 皮膚の障害	⑩ 骨格の障害
⑪ 消化器の障害	⑫ 泌尿器の障害
⑬ 生殖器の障害	⑭ 呼吸器の障害
⑮ 循環器の障害	⑯ 内分泌系の障害
⑰ 免疫系の障害	⑱ 精神神経系の障害
⑲ 感覚系の障害	⑳ 運動系の障害
㉑ 自律神経系の障害	㉒ その他

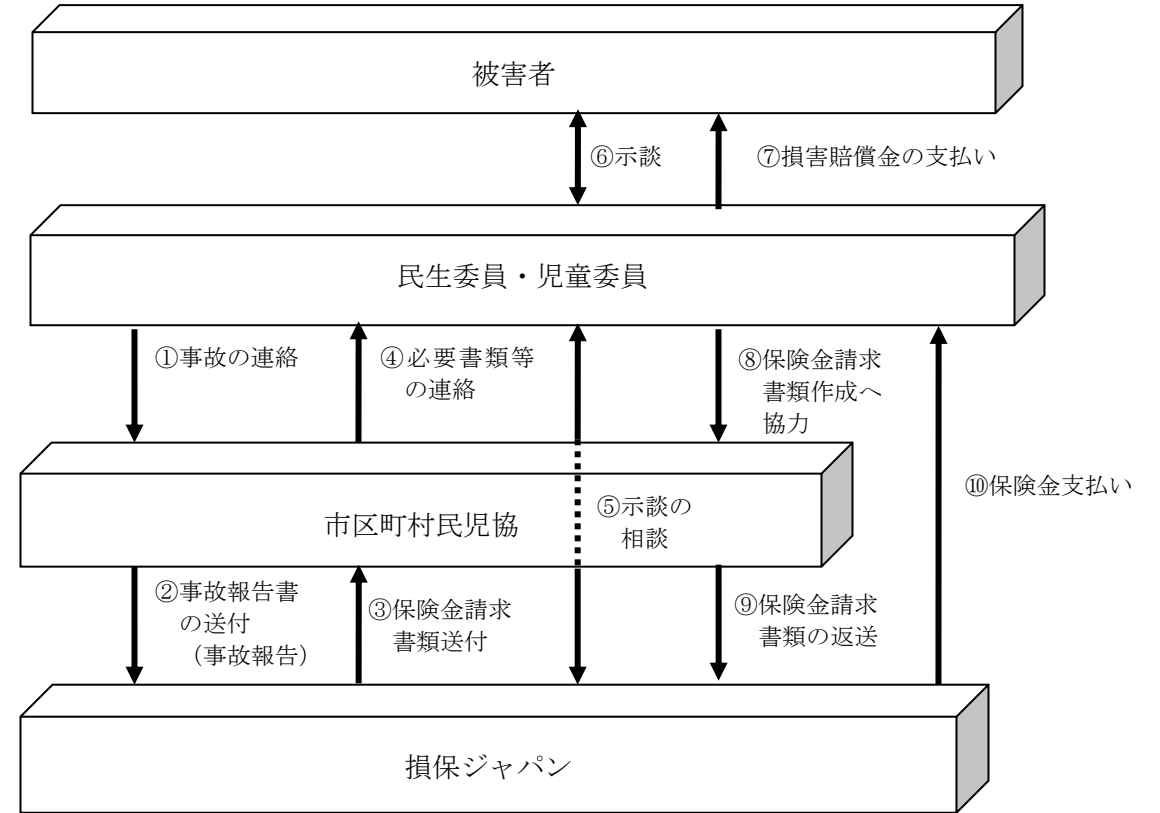
後遺障害を負った場合に必要書類

保険会社から送付されてきた以下の書類（後遺障害診断書）を、治療された医療機関に持参し、作成していただいでください。

① 患者の氏名	② 患者の性別	③ 患者の年齢	④ 患者の職業	⑤ 患者の住所	⑥ 患者の電話番号	⑦ 患者の保険会社	⑧ 患者の保険番号	⑨ 患者の保険料	⑩ 患者の保険金	⑪ 患者の保険料	⑫ 患者の保険金	⑬ 患者の保険料	⑭ 患者の保険金	⑮ 患者の保険料	⑯ 患者の保険金	⑰ 患者の保険料	⑱ 患者の保険金	⑲ 患者の保険料	⑳ 患者の保険金	㉑ 患者の保険料	㉒ 患者の保険金	㉓ 患者の保険料	㉔ 患者の保険金	㉕ 患者の保険料	㉖ 患者の保険金	㉗ 患者の保険料	㉘ 患者の保険金	㉙ 患者の保険料	㉚ 患者の保険金	㉛ 患者の保険料	㉜ 患者の保険金	㉝ 患者の保険料	㉞ 患者の保険金	㉟ 患者の保険料	㊱ 患者の保険金	㊲ 患者の保険料	㊳ 患者の保険金	㊴ 患者の保険料	㊵ 患者の保険金	㊶ 患者の保険料	㊷ 患者の保険金	㊸ 患者の保険料	㊹ 患者の保険金	㊺ 患者の保険料	㊻ 患者の保険金	㊼ 患者の保険料	㊽ 患者の保険金	㊾ 患者の保険料	㊿ 患者の保険金
---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(2) 委員本人が損害賠償責任を負ったとき

①事故の報告から保険金請求までの全体の流れ



※⑦損害賠償金の支払いについては、事故の状況などにより示談金等を損保ジャパンから直接被害者や、物を壊したときはその修理業者にお支払いすることもできます。遠慮なくご相談ください。

②保険金請求に必要な主なもの

- ・保険金請求書（火災・新種保険）（☞ 27 頁参照）
- ・民生委員・児童委員確認書（☞ 28 頁参照）
- ・示談書（☞ 29 頁参照）または示談書不添付に関する確認書（☞ 30 頁参照）
※損害額が 100 万円以下のときは、損保ジャパンが示談書の作成を必要と判断したものを除き、示談書不添付理由書の作成をもって示談書の作成を省略することができます。
- ・被害物の写真（物損事故の場合）
- ・修理見積書（物損事故の場合）
- ・被害者が治療を受けた医療機関の領収証、明細書のコピー（対人事故の場合）
※その他、必要に応じ、被害者の診断書のコピーを入手していただくこともあります。
- ・示談金の振込票の控えや領収証（既に示談金を振り込まれている場合）

など

③事故報告書の記載例

下記都道府県・指定都市コードを参照して、ご記入ください。
【重要】記入漏れが多く発生しています。必ずご記入いただくようお願いいたします。

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書(賠償事故用)									
ジャパン株式会社 御中					記入日: XX年 4 月 25 日				
					保険会社送付日: XX年 4 月 26 日				
※都道府県別の担当保険金サービス課(P.79~80参照)にFAXしてください。 ※1 事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。 ※2 事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。 ※3 本保険における事故内容(※4)については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。 ※4 保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。									
都道府県・指定都市コード: XX					所属民児協名: XX市 民児協				
事故報告書記入者	氏名等	フリガナ フクシ イチロウ 福祉 一郎			民児協事務局				
	住所	〒 123-4567 〇〇県XX市△△1-1-1			TEL 012 (983) 6543				
保険金請求書送付先	氏名等	フリガナ 民生 一郎			民児協事務局 民生委員・児童委員本人				
	住所	〒 - 〇〇県XX市△△1-2-3			TEL ()				
民生委員・児童委員について	氏名	フリガナ ミンセイ イチロウ	性別	男	年齢	65 歳			
	住所	〒 123-4567 〇〇県XX市△△1-2-3			TEL 012 (987) 3456				
いつ	(事故発生日時)	XX年 4 月 6 日(月) 午前 10 時 30 分頃			届出 警察署				
	どこで (事故発生場所・住所)	(場所・住所) 〇〇県XX市△△3-3-3			受理番号:				
どのような状況で (事故の状況・経緯)	※右記区分を選択のうえ、極力詳細にご記入ください。 対人事故: 対物事故: 人格権侵害: 個人情報漏えい 敬老祝い金を届けるため民児様宅を訪問し、帰ろうとした際に玄関扉にカバンをぶつけてしまい、ガラス部分を割ってしまった。								
	被害者の氏名・連絡先	氏名	フリガナ ミンジ サブロウ	委員本人との関係:	TEL: ()				
被害者のケガの状況	部位	(頭)・(顔)・(腕)・(手)・(腰)・(脚)・その他()	程度	①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他()					
	被害物の内容	玄関ガラス	被害物の状況	全損	一部損	被害見込額	約 50,000 円		
同様の補償を行う 保険加入の有無	①ボランティア活動保険の加入	(有)・(無)	→「有」の場合、加入した社協名(XX市 社協)						
	②その他の保険加入	(有)・(無)	→「有」の場合、保険会社名						
所属単位民児協会長への報告有無		報告済み(XX 年 4 月 20 日) ・ 未報告							
他の保険の加入有無をご記入ください。 賠償事故の場合は、他にご加入されている保険がある場合はその保険とこの制度は重複してお支払いされません。(両方の保険で按分して支払われます。)									

都道府県・指定都市コード一覧

	都道府県																																																																		
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県																				
C/D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

④保険金請求の際に保険会社から送付されてくる主な書類の記載例または書式の例

損害保険ジャパン株式会社 行									
保険金請求書(火災・新種保険)									
※ 他 の 保 険 契 約 等 の 保 険 金 請 求 に 関 する 同 意 書 ※ 個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 する 同 意 書									
ご記入ガイドをご確認ください。本枠内をご記入ください。									
1. 以下のとおり、損害保険ジャパン株式会社(以下「損保ジャパン」といいます。)との保険契約に基づき、保険金を請求します。 2. 本書裏面「他の保険契約等の保険金請求に関する事項」に同意します。 3. 本書裏面「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり、損保ジャパンの本保険金請求に関する個人情報の取扱いに同意します。 4. 下記「保険金振込口座」への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。									
①ご請求日		20 00 年 4 月 6 日		②事故にあわれた日		20 00 年 4 月 6 日			
③保険金請求者(被保険者)		フリガナ ミンセイ イチロウ		氏名 民生 一郎		自署		民生 一郎	
住所		〒 123-4567		フリガナ 〇〇県XX市△△1-1-1		TEL 123 (987) 3456		〇〇 XX市△△1-1-1	
④他のご契約		損保ジャパン		ボランティア活動保険		全国社会福祉協議会		保険金請求の手続き	
⑤保険金振込口座(1)		通帳をご確認のうえ、正確にご記入ください。		金融機関(ゆうちょ銀行以外)		フリガナ フクシ 福祉		口座種類	
ゆうちょ銀行		通帳記号		通帳番号(右側の)		1 2 3 4 5 6 7		口座番号(右側の)	
口座名義人(カタカナ)		ミン セイ イチ ロウ		口座名義人(カタカナ)		ミン セイ イチ ロウ		口座番号(右側の)	
受取人		フリガナ 氏名		住所		フリガナ		住所	
⑤保険金振込口座(2)		保険金振込先が2箇所となる場合のみご記入ください。		金融機関(ゆうちょ銀行以外)		フリガナ		口座種類	
ゆうちょ銀行		通帳記号		通帳番号(右側の)		1 2 3 4 5 6 7		口座番号(右側の)	
口座名義人(カタカナ)		ミン セイ イチ ロウ		口座名義人(カタカナ)		ミン セイ イチ ロウ		口座番号(右側の)	
受取人		フリガナ 氏名		住所		フリガナ		住所	
代理店記入欄 20 年 月 日									
SOMPO ホールディングス 損害保険ジャパン株式会社									

保険金の振込先を記入してください。店番はわからなければ記入しなくても結構です。
委員本人の口座を指定される場合は、既に支払済であることがわかる領収証や振込票の控えを合わせて提出いただきます。

保険金の請求に必ず必要な書類②（民生委員・児童委員であることなどの証明書）

民生委員・児童委員活動保険専用

民生委員・児童委員確認書

損害保険ジャパン株式会社 宛

・民生委員・児童委員の情報

住 所 〇〇県 ××市 △△ 1-1

氏 名 民生 一郎 連絡先 012-987-6543

現在の任期における委嘱日 〇△年 12月 1日

・事故発生日時 〇〇年 4月 6日 午前・午後 10時 30分頃

・事故状況・事故原因など概要
敬老祝い金を届けるため民児様宅を訪問し、帰ろうとした際に玄関扉にカバンをぶつけてしまい、ガラス部分を割ってしまった。

上記の者は、事故発生日現在、本会に所属する民生委員・児童委員であることを証明します。
 あわせてこの事故が、
☒ 民生委員・児童委員活動中（往復途上）の事故であったこと
☐ 民生委員・児童委員活動のために取り扱う個人情報に関する事故であることを証明します。

〇〇年 △△月 ××日

単位民児協または市区町村民児協の会長が署名、捺印してください。
 保険金請求される方が会長の場合は、副会長が署名、捺印してください。
 ※法人格をもつ民児協の場合は、法人印を押印してください。

住 所 〇〇県××市△△, 9-9
 民児協名 ××市民生委員児童委員協議会
 会長名 会長 日本 興太郎 日本

保険金や見舞金を請求する民生委員・児童委員の住所、氏名、連絡先、委嘱日を記入してください。

証明する事故の概要を記載してください（事故報告書と同じ内容で結構です）。

いずれかに○を付してください（活動中の事故であることの証明ですので、上に○を付してください）。

示談書を相手方と取り交わす場合

損害賠償責任の事故の解決には、「示談」を行うことが必要になります。「示談」は、事故の当事者が話し合いによって、事故により生じた損害をお互いにどのように負担するのかを決める重要な契約です。（「示談書」は、合意した内容を明確にすることで、後日の争いを避ける法的な効果があります。）
 なお、示談額などについては、必ず事前に保険会社と相談してください。

第一当事者（甲）用

示 談 書

XX 年 00 月 △△ 日

示談した日をご記入ください。

第一当事者（甲）	氏 名 <u>民生 一郎</u> 自署 民生
	住 所 <u>〇〇 （都道府県） ××市△△1-1-1</u>
第二当事者（乙）	氏 名 <u>民児 三郎</u> 被害者の自署 民児
	住 所 <u>〇〇 （都道府県） ××市△△3-3-3</u>

必ず事故の当事者同士双方が署名・捺印します。印鑑は、朱肉を使用して押印してください（シャチハタなどのインク浸透印は避けてください）。

事故発生日時 〇〇年 4月 6日 午前・午後 10時 30分

事故発生場所 〇〇 （都道府県） ××市△△3-3-3

事故の原因状況結果 敬老祝い金を届けるため民児様宅を訪問し、帰ろうとした際に玄関扉にカバンをぶつけてしまい、ガラス部分を割ってしまった。

事故の日時、場所、状況を記入してください。保険金請求書と同じ内容になります。

示談の内容 甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金 50,000 円を乙の指定口座に振り込む。なお、本件示談のほか、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。

示談の内容は、「示談額」と「支払方法」を明確にご記入ください。記載例は、保険金請求書類一式に同封されています。

示談書を省略する場合に必要な書類

この「確認書」欄に必要な事項を記入し、事故を起こしてしまった委員本人が署名、捺印することで、「示談書」の作成を省略することができます。

ただし、保険会社が「示談書」の作成を必要と判断した場合は、必ず前頁に記載している「示談書」の作成が必要になります。

損害保険ジャパン株式会社 行

示談書不添付に関する確認書

ご記入前にご確認ください。

●賠償事故で、相手方と示談書を交わさない場合に、示談書に代えて提出いただく書類です。

記入日

※ご記入日を西暦でお書きください。

20 ×× 年 00 月 △△ 日

①お願い 補償の対象になる方が未成年者の場合は、親権者の氏名を記名捺印してください。

被保険者氏名
(補償の対象になる方)

民生 一郎

自署

ご捺印

民生

下記賠償事故について相手方とは示談書を取り交わしていませんが、私が賠償することで、相手方の了解を得ておりますので賠償保険金を請求します。

なお、今後相手方、第三者等から本件賠償事故に関し異議の申し立てがあった場合は当方で一切の責任を負うことを確約します。

記

証券番号	
事故発生日	20 00 年 4 月 6 日
相手方氏名	民児 三郎
賠償金額	金 50,000 円
示談書不添付の理由	必ずご記入ください。 ☒ 相手方とすでに円満に合意しているため ☐ その他理由

⚠️ お客さまが相手方に賠償金をお支払した場合は、相手方からの領収書・振込伝票などの資料を必ず添付してください。

以上

損害保険ジャパン株式会社

4027561-0100

この用紙を作成した日をご記入ください。

被保険者氏名は、加害者（事故を起こした委員）本人です。委員本人が自署し、捺印をしてください。捺印は、朱肉を使用して押印ください（シャチハタ等のインク浸透印は避けてください）。

事故日、被害者の氏名、賠償金額を記入してください。

いずれかに○を付し、示談書不添付の理由をご記入ください。

(3) 個人情報を漏えいしてしまったとき

①事故の報告から保険金請求までの全体の流れ

```

graph TD
    A[被害者] -- "⑥示談  
※賠償責任を負った場合" --> B[民生委員・児童委員]
    B -- "⑦損害賠償金の支払い  
または見舞品の購入・配布" --> A
    B -- "①事故の連絡" --> C[市区町村民児協]
    C -- "④必要書類等の連絡" --> B
    C -- "⑤示談の相談  
※賠償責任を負った場合" --> B
    C -- "⑧保険金請求書類作成へ協力" --> B
    C -- "②事故報告書の送付  
(事故報告)" --> D[損保ジャパン]
    D -- "③保険金請求書類送付" --> C
    D -- "⑨保険金請求書類の返送" --> C
    D -- "⑩保険金支払い" --> B
    
```

※⑦の損害賠償金の支払い、見舞品の購入・配布を民児協として行う場合には、保険会社とご相談ください。

②保険金請求に必要な主なもの

<見舞品を購入して配布したとき>

- ・保険金請求書（火災・新種保険）（☞ 33 頁参照）
- ・民生委員・児童委員確認書（☞ 34 頁参照）
- ・見舞品購入時の領収証

など

<損害賠償責任を負ったとき>

- ・保険金請求書（火災・新種保険）（☞ 33 頁参照）
- ・民生委員・児童委員確認書（☞ 34 頁参照）
- ・示談書不添付に関する確認書（☞ 30 頁参照）

※なお、損保ジャパンが示談書の作成が必要と判断した場合は、「示談書」（☞ 29 頁参照）を作成いただきます。

- ・示談金の振込票の控えや領収証（既に示談金を振り込まれている場合）

など

30

31

③事故報告書の記載例

下記都道府県・指定都市コードを参照して、ご記入ください。
【重要】記入漏れが多く発生しています。必ずご記入いただくようお願いいたします。

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書(賠償事故用)

ジャパン株式会社 御中

記入日: XX年 4 月 25 日

保険会社送付日: XX年 4 月 26 日

※都道府県別の担当保険金サービス課(P.79~80参照)にFAXしてください。

※1 事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。

※2 事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。

※3 本保険における事故内容(※4)については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。

※4 保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。

都道府県・指定都市コード: XX

所属民児協名: XX市

民児協

事故報告書記入者

フリガナ フクシ イチロウ

氏名等 福祉 一郎

住所 〒 123 - 4567

〇〇県XX市△△1-1-1 TEL 012 (983) 6543

民児協事務局

その他()

事故報告書を記入された方のお名前、住所、連絡先をご記入ください。事務局の場合は、事務局が所在する組織名称をご記入ください。

保険金請求書送付先

フリガナ

氏名等

住所 〒 -

TEL ()

民児協事務局

民生委員・児童委員本人

その他()

民生委員・児童委員について

氏名 フリガナ ミンセイ イチロウ

氏名 民生 一郎

性別 男

年齢 65 歳

住所 〒 123 - 4567

〇〇県XX市△△1-2-3 TEL 012 (987) 3456

民生委員・児童委員本人についてご記入ください。

いつ (事故発生日時) XX年 4 月 6 日(月) 午前 10 時 30 分頃

どこで (事故発生場所・住所) 〇〇県XX市△△5丁目付近

届出 警察署 XX市

どこで (訪問目的・活動内容)

受理番号: 123456

どのような状況で (事故の状況・経緯) ※右記区分を選択のうえ、極力詳細にご記入ください。 対人事故 対物事故 人格権侵害 個人情報漏えい 高齢者宅の見回りをしている途中、要支援者台帳を紛失してしまい、個人情報の漏洩の恐れがあるので、台帳に記載されていた方20名に、謝罪として図書カード(500円×20名=10,000円)を配布した。

被害者の氏名・連絡先 氏名 フリガナ ダイショウキサイシャ20メイ 委員本人との関係: 台帳記載者20名 TEL: ()

＜対人賠償＞ 被害者のケガの状況 部位 (頭)・(顔)・(腕)・(手)・(腰) 程度 ①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他()

＜対物賠償＞ 被害の状況 被害物の内容 被害物の状況 全損 一部損 被害見込額 約 円

同様の補償を行う保険加入の有無 ①ボランティア活動保険の加入 (有)・(無)→「有」の場合、加入した社協名(XX市 社協) ②その他の保険加入 (有)・(無)→「有」の場合、保険会社名

所属単位民児協会長への報告有無 報告済み(XX 年 4 月 20 日) ・ 未報告

事故が発生した日時、場所、状況などについて、詳しくご記入ください。盗難、紛失など被害届を提出した警察署と警察での受理番号をご記入ください。

漏えいまたは漏えいした恐れのある対象者の人数を記入してください。特定の一人の場合はその方の氏名、連絡先を記載してください。

都道府県・指定都市コード一覧

県名	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県																						
C/D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

④保険金請求の際に保険会社から送付されてくる主な書類の記載例または書式の例

※以下は見舞品を渡した際の事例です。損害賠償責任が発生した場合は、25 頁の「(2) 委員本人が損害賠償責任を負ったとき」の項目を参考に記載してください。

保険金の請求に必ず必要な書類（保険金請求書）

損害保険ジャパン株式会社 行

保険金請求書(火災・新種保険)

兼 他の保険契約等の保険金請求に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

ご記入前にご確認ください。 ●ご記入ガイドをご確認いただき、太枠内をご記入ください。

1. 以下のとおり、損害保険ジャパン株式会社(以下「損保ジャパン」といいます。)との保険契約に基づき、保険金を請求します。
2. 本書裏面「他の保険契約等の保険金請求に関する事項」に同意します。
3. 本書裏面「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり、損保ジャパンの本保険金請求に関する個人情報の取扱いに同意します。
4. 下記「⑤保険金振込口座」への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

①ご請求日 ②事故にあわれた日

③保険金請求者(被保険者)

④他のご契約

⑤保険金振込口座(1)

⑤保険金振込口座(2)

続けて裏面もご確認ください

ご請求日は、この保険金請求書を作成した日を記入してください。

事故日をご記入ください。

保険金請求者は、原則として加害者(事故を起こした委員)本人になります。委員の住所、電話番号、氏名をご記入の上、ご捺印ください。なお、氏名は必ず事故を起こした委員本人が自署してください。

同種の補償をする他の保険にご加入の場合は、こちらにその内容をご記入ください。

保険金の振込先を記入してください。店番はわからなければ記入しなくても結構です。委員本人の口座を指定される場合は、既に支払済であることがわかる領収証や振込票の控えを合わせて提出いただきます。

32

33

保険金の請求に必ず必要な書類②（民生委員・児童委員であることなどの証明書）

民生委員・児童委員活動保険専用

民生委員・児童委員確認書

損害保険ジャパン株式会社 宛

・民生委員・児童委員の情報

住 所 〇〇県 ××市 △△ 1-1

氏 名 民生 一郎 連絡先 012-987-6543

現在の任期における委嘱日 〇×年 12 月 1 日

・事故発生日時 〇〇年 4 月 6 日 午前・午後 10 時 30 分頃

・事故状況・事故原因など概要
高齢者宅の見回りをしている途中、要援護者台帳を紛失してしまい、個人情報漏えいの恐れがあるので、台帳に記載されていた方 20 名に、謝罪として図書カード(500 円×20 名=10,000 円)を配布した。

上記の者は、事故発生日現在、本会に所属する民生委員・児童委員であることを証明します。
 あわせてこの事故が、

☐ 民生委員・児童委員活動中（往復途上）の事故であったこと

☒ 民生委員・児童委員活動のために取り扱う個人情報に関する事故であること

を証明します。

単位民児協または市区町村民児協の会長が署名、捺印してください。
 請求される方が会長の場合は、副会長が署名、捺印してください。
 ※法人格をもつ民児協の場合は、法人印を押印してください。

〇〇年△△月××日

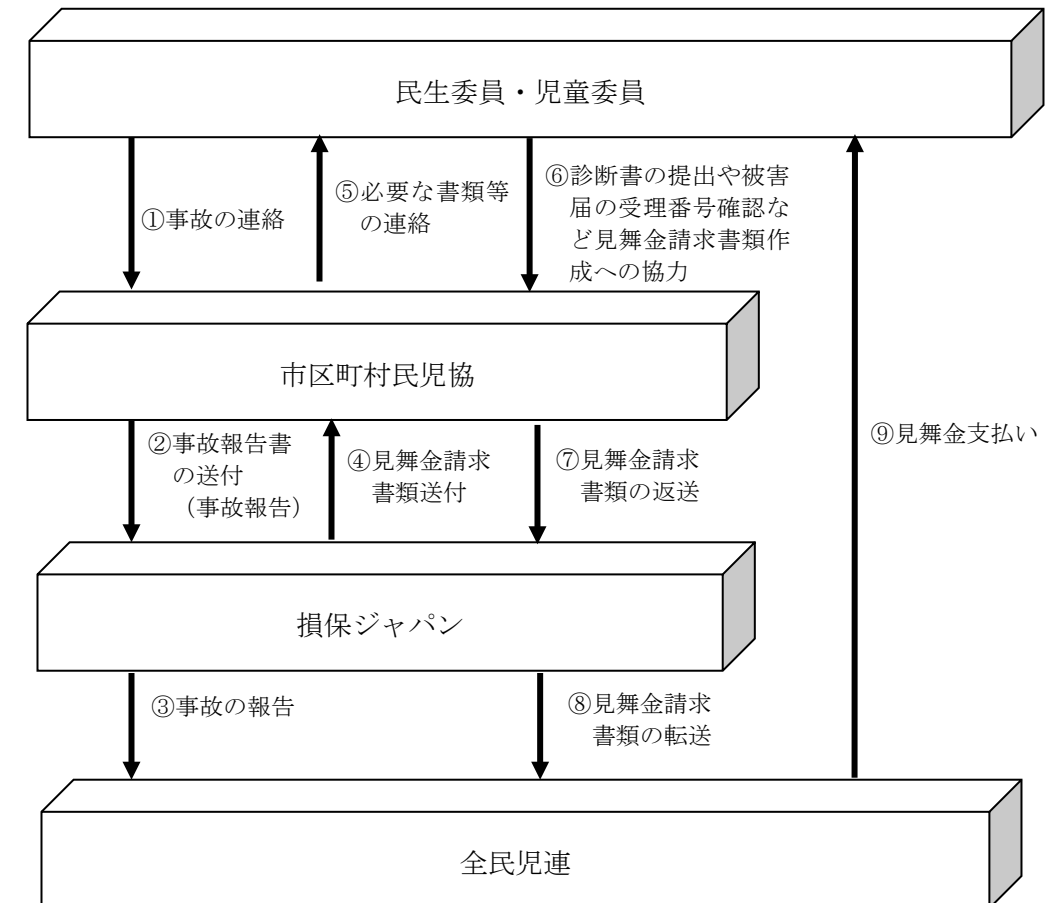
住 所 〇〇県××市△△9-9

民児協名 ××市民生委員児童委員協議会

会長名 会長 日本 興太郎 日本

（４）活動対象者等から被害を受けたとき

①事故の報告から保険金請求までの全体の流れ



②見舞金請求に必要な主なもの

- ＜家族等*が暴力を振るわれケガをした場合＞ *「家族等」：3・11 頁の注記、75 頁参照
- ・見舞金請求書（☞ 37 頁参照）
 - ・民生委員・児童委員確認書（☞ 38 頁参照）
 - ・医療機関の領収証、明細書のコピー、または入院したこと、通院したことを証明する資料
 - ・死亡診断書、死体検案書など（死亡された場合）
 - ・死亡された方の戸籍謄本、死亡された方の法定相続人の戸籍謄本（死亡された場合） など

＜活動対象者により自宅等が放火されたり一部が壊されたりした等の場合＞

- ・見舞金請求書（☞ 40 頁参照）
- ・民生委員・児童委員確認書（☞ 41 頁参照）
- ・被害物の写真
- ・修理見積書（自宅の一部が壊されたとき）
- ・り災証明書（なお、り災証明だけでは全損か否かの判断ができない場合などは、別途調査を実施させていただきます。）
- ・被害者が治療を受けた医療機関の領収証、明細書のコピー（対人事故の場合） など

その他、警察への被害届をしていただいた際の警察署名、受理番号を申告いただきます。

見舞金の請求に必ず必要な書類②（民生委員・児童委員であることなどの証明書）

民生委員・児童委員活動保険専用	
民生委員・児童委員確認書（見舞金用）	
全国民生委員児童委員連合会 （社会福祉法人全国社会福祉協議会）	
・民生委員・児童委員の情報	
住 所	〇〇県 ××市 △△ 1-1
氏 名	民生 一郎 連絡先 012-987-6543
現在の任期における委嘱日	〇×年 12月 1日
・事故発生日時	××年 4月 6日 午前・午後 10時 30分頃
・事故状況・事故原因など概要	福祉事務所と連絡したものの生活保護の受給が認められなかったAさんから、委員の配偶者が買い物中に自宅前で暴力を振るわれて、ケガをして入院した。
上記の者は、事故発生日現在、本会に所属する民生委員・児童委員であることを証明します。 あわせて、民生委員・児童委員活動に起因する事由により発生した被害事故であると判断し、見舞金給付を申請します。	
××年××月△△日	
住 所	〇〇県△△市××9-9
民児協名	××民生委員児童委員協議会
会長名	会長 日本 興太郎

見舞金を請求する民生委員・児童委員の住所、氏名、連絡先、委嘱日を記入してください。

証明する事故の概要を記載してください。（事故報告書と同じ内容で結構です。）

単位民児協または市区町村民児協の会長が署名、捺印してください。請求される方が会長の場合は、副会長が署名、捺印してください。※法人格をもつ民児協の場合は、法人印を押印してください。

＜その2：活動対象者から自宅等が放火されたり一部が壊されたりした等の場合＞

③事故報告書の記載例

下記都道府県・指定都市コードを参照して、ご記入ください。
【重要】記入漏れが多く発生しています。必ずご記入いただくようお願いいたします。

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書（被害事故〔見舞金制度〕用）	
ジャパン株式会社 御中 記入日: ××年 4月 25日 保険会社送付日: ××年 4月 26日	
*都道府県別の担当保険金サービス課(P.79～80参照)にFAXしてください。 ※1事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。 ※2事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。 ※3本保険における事故内容(※4)については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。 ※4保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。	
都道府県・指定都市コード	×× 所属民児協名 ××市 民児協
事故報告書記入者	フリガナ フクシ イチロウ 氏名等 福祉 一郎 民児協事務局 事務所の場合、団体名(自治体名、社協名等)→××市役所 福祉課 住所 〒 123-4567 〇〇県××市△△1-1-1 TEL 012 (983) 6543
保険金請求書送付先	フリガナ 氏名等 住所 TEL ()
民生委員・児童委員の方について	フリガナ ミンセイ イチロウ 氏名 民生 一郎 性別 男・女 年齢 65歳 住所 〒 123-4567 〇〇県××市△△1-2-3 TEL 012 (987) 3456
いつ (事故発生日時)	××年 4月 6日 (月) 午前・午後 10時 30分頃 届出警察署 ××市 警察署
どこで (事故発生場所・住所)	(場所・住所) 〇〇県××市△△1-1-1(自宅) 受理番号: 123456
どのような状況で (事故の状況・経緯)	※極力詳細にご記入ください。 Bさんの子どもが虐待を受けている可能性があるとの情報から、Bさん宅を訪問し、父親であるCさんと面談した。その夜、Cさんに自宅のドアが蹴破られた。
<負傷被害> 被害者のケガの状況	部位 頭・顔・腕・手・腰 程度 ①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他 ()
<財産被害> 被害の状況	被害物の内容 自宅のドア 被害物の状況 全損 一部損 被害見込額 約 円
同様の補償を行う保険加入の有無	①ボランティア活動保険の加入 (有・無) →「有」の場合、加入した社協名(××市 社協) ②その他の保険加入 (有・無) →「有」の場合、保険会社名
所属単位民児協会長への報告有無	報告済み(××年 4月 20日) ・ 未報告

事故の日時、場所、状況などについて、詳しくご記入ください。被害届を出した警察署名と被害届の受理番号をご記入ください。

自宅などに被害を受けた場合は、その損害状況を記入してください。

都道府県・指定都市コード一覧

県名	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県																										
C/D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

④見舞金請求の際に保険会社から送付されてくる主な書類の記載例または書式の例

見舞金の請求に必ず必要な書類①（見舞金請求書）

見舞金請求書			
(民生委員・児童委員活動保険用)			
全国民生委員児童委員連合会 宛		請求日 XX 年 ΔΔ月 XX日	
本書の内容が事実と相違ないことを確認し、本見舞金等請求書に添付した、見舞金の請求に必要な各種書類および個人情報を保険会社に提出することに同意の上、見舞金を請求しますので、下記口座にお振り込みください。(保険会社の個人情報の取扱いについては、換保ジャパンのホームページをご覧ください。)			
見舞金請求者	〒123 - 4567 TEL 012 (987) 6543	請求書受付日 受付者	
	〒00ケン XXシ ΔΔ 1-1	/ /	
	住所 00県XX市ΔΔ1-1	見舞金支払日 手続者	
	〒00ケン XXシ ΔΔ 1-1	/ /	
氏名	民生 一郎 自署	(民生)	
請求する見舞金の種類	家族等のケガ(死亡) 家族等のケガ(入院) 家族等のケガ(通院) 自宅の放火による全損 自宅等の一部の損壊 家財などの損壊・盗難		
損害発生日時	XX年 4月 6日 22時 30分頃		
損害が発生した時の状況	Bさんの子どもが虐待を受けている可能性があるとの情報から、Bさん宅を訪問し、父親であるCさんと面談した。その夜、Cさんに自宅のドアが蹴破られた。		
ケガをされた方のお名前	委員本人との関係	本人 同居の親族 配偶者 別居の未婚の子	
警察への被害の届出について	届出日 XX年 5月 20日	警察署	XX市 警察署 受理番号 123456
見舞金振込先			
口座名義 (カタカナ)	民生 一郎	住所	〒00ケン XXシ ΔΔ 1-1
銀行	ふれあい信用金庫	本店	〒00ケン XXシ ΔΔ 1-1
支店	支店	口座種別	①普通・総合 ②当座 ③貯蓄
通帳記号	通帳記号	店番	9 8 7
口座番号	口座番号	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
※ゆうちょ銀行を指定される方へ ゆうちょ銀行の場合は、以下いずれかの口座のみ振り込み可能となっておりますので、予めご了承ください。・通帳見開き1ページ目の「振替口座開設」の文言に○または()がついている口座・通帳記号の上一桁が「0」で始まる口座(振替口座)			

見舞金の振込口座を記入してください。

請求日は、この見舞金請求書を作成した日を記入してください。

見舞金請求者は、原則として委員本人となります。委員の住所、氏名をご記入の上、ご捺印ください。なお、氏名は必ず請求者(委員本人)が自署してください。

請求する見舞金の種類に○を付してください。

被害を受けた日時、その時の状況を記入してください。

被害届を提出した日と警察署名を記入してください。あわせて受理番号を確認の上記入してください。

保険金の請求に必ず必要な書類②(民生委員・児童委員であることなどの証明書)

民生委員・児童委員確認書(見舞金用)	
全国民生委員児童委員連合会 宛 (社会福祉法人全国社会福祉協議会)	
・民生委員・児童委員の情報	
住所	00県 XX市 ΔΔ 1-1
氏名	民生 一郎 連絡先 012-987-6543
現在の任期における委嘱日	0X年 12月 1日
・事故発生日時	XX年 4月 6日 午前・午後 10時 30分頃
・事故状況・事故原因など概要	Bさんの子どもが虐待を受けている可能性があるとの情報から、Bさん宅を訪問し、父親であるCさんと面談した。その夜、Cさんに自宅のドアが蹴破られた。
上記の者は、事故発生日現在、本会に所属する民生委員・児童委員であることを証明します。あわせて、民生委員・児童委員活動に起因する事由により発生した被害事故であると判断し、見舞金給付を申請します。	
XX年 XX月 ΔΔ日	
住所	00県ΔΔ市XX9-9
民児協名	XX民生委員児童委員協議会
会長名	会長 日本 興太郎

見舞金を請求する民生委員・児童委員の住所、氏名、連絡先、委嘱日を記入してください。

証明する事故の概要を記載してください(事故報告書と同じ内容で結構です)。

単位民児協または市区町村民児協の会長が署名、捺印してください。請求される方が会長の場合は、副会長が署名、捺印してください。※法人格をもつ民児協の場合は、法人印を押印してください。

5. 民生委員・児童委員活動保険に関するQ & A

【加入手続き等】

Q 1 この保険の加入にあたって、民生委員・児童委員が自分自身でしなければならないことがありますか。

A 1 加入に関して、委員自身による手続きは不要です。委嘱期間中は自動的に補償対象になります。加入に係る具体的な連絡については、市区町村民児協事務局から都道府県・指定都市民児協事務局を通じてお願いしています。

Q 2 市区町村民児協事務局の職員がこの保険に加入することができますか。

A 2 できません。この保険に加入できるのは、現任の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）だけです。

Q 3 民生委員・児童委員の退任にあたって、この保険に関して報告等の対応が必要ですか。

A 3 退任についての報告は必要ありません。
後任者への引継ぎに関連して、とくに在任中に取得した要援護者台帳の処分や適切な引き継ぎは個人情報保護との関係でも重要であり、万が一紛失しているようなケースは、この保険にも関係することですので、ていねいな確認が必要です。

【補償期間】

Q 4 民生委員・児童委員としての委嘱状がまだ手元に届いていませんが、この保険の対象になりますか？

A 4 委嘱状が手元に届いているかではなく、委嘱状に記載されている委嘱日（任期初日）以後の活動であるか否かがポイントとなります。委嘱日以後の民生委員活動中の事故によるケガであれば、委嘱状の有無にかかわらず補償の対象となります。
万が一、委嘱日以前から活動を行っている場合、委嘱日の前日までのケガ等については補償の対象となりませんのでご注意ください。

Q 5 毎年、4月2日以後に委嘱される委員については、全民児連への報告は委嘱日より一定程度遅れざるを得ませんが、補償はいつから開始されるのですか。

A 5 保険会社への保険料支払いが当該年度内に行われれば、保険料の払い込みが委嘱日より後であっても、委嘱日に遡って補償が行われます。
年度途中での委嘱においては、ア) 4月1日時点で前任委員がいた場合、イ) 欠員もしくは定員増に伴う新規（追加）委嘱の場合で保険料の有無が異なり、後者については新たに保険料の払い込みがなされない限り補償の対象とはならない点に注意が必要です。ただし、年度内に適切に保険料を支払う限り、年度途中の委嘱委員のすべてが委嘱日に遡って補償を受けることが可能です（詳細は13頁参照）。

Q 6 民生委員としての任期中の活動によりケガをしましたが、直後に任期満了となり、通院が委員退任後になってしまいました。この場合、この保険制度の対象になりますか。

A 6 対象になります。事故の発生が民生委員としての任期中であれば、退任後の通院であっても、事故発生日から180日以内の通院については、90日を限度に給付されます。
なお、委員本人のケガではなく、個人情報漏えいの賠償補償は任期中に相手方から損害賠償請求があることが要件になりますのでご注意ください。

【他の保険制度、補償制度との関係】

Q 7 民生委員・児童委員が個人的に傷害保険に加入している場合や、民児協としてボランティア活動保険に加入している場合等、他の保険制度に加入している場合に具体的な対応が必要ですか。

A 7 特別の対応は必要ありません。たとえば、ボランティア活動保険に加入されている委員が活動中にケガをされた場合は、両方の保険から規定額の保険金が支払われますので、それぞれにご請求ください。
※保険金請求書の「他の保険契約の有無」欄に他の保険契約の内容をご記入ください。

Q 8 ボランティア活動保険との具体的相違について教えてください。

A 8 両保険は、「民生委員活動＝公務」中の本人のケガ、活動に伴い第三者の身体、財物に及ぼした損害の賠償については共に補償対象としています（ボランティア活動保険は保険会社の相違により、金額等補償内容に一定の相違があります）。また、両保険に共に加入している場合であっても、委員本人のケガについては、それぞれから規定の保険金が支給されます。
しかし、両保険には、補償対象の範囲で以下のように相違があります。

【民生委員活動保険のみが補償対象とするもの】

- ①委員が保有する個人情報の漏えいに伴う名簿掲載者への賠償・謝罪費用（保険金支給）
- ②委員活動に起因して、活動対象者から家族等*が加害行為を受けたことによる死傷（見舞金支給） *「家族等」：3・11頁の注記、75頁参照
- ③委員活動に起因して、活動対象者によりなされた委員の自宅に対する放火、毀損、窃盗の被害（見舞金支給）

【ボランティア活動保険のみが対象とするもの】

- 民生委員が委員活動として行うものではないボランティア活動

ボランティア活動については、民児協が組織的に地域において行う奉仕活動（毎月、定期的に実施する地域の清掃活動への協力等）等、民児協に所属する委員全員が取り組む活動は民児協事業の一部として民生委員活動保険でも対象となりますが、特定の委員が自己の判断で自発的に参加している活動については、原則、対象外となります。

一方、ボランティア活動保険では、こうした活動についても補償対象となる利点があり、各委員の活動実態に照らし、ボランティア活動保険へも加入いただくことが望まれます。

なお、降雪の多い地域における雪下ろしや、単身高齢者世帯のゴミ出しや買い物支援等、一般的にはボランティア活動と捉えられる活動であっても、地域の実情から日頃から民生委員が継続的にそのような支援を行っている場合は委員活動として扱っていただいて構いません。

Q 9 委員活動中にケガをしましたが、地方公務員の災害補償制度の対象とはなりませんでした。この場合、この保険では対象になりますか？

A 9 委員活動中であったことを民児協会長に証明いただければ、補償の対象となります。

Q10 委員活動に向かう途中、タクシーを利用して事故に遭いました。タクシー会社からも一定の補償が行われる予定ですが、この保険においても対象となるのでしょうか。

A10 対象になります。タクシー会社など事故の加害者等からの補償にかかわらず、この保険からも規定の保険金が支払われます。

Q11 この保険制度と従前からある全国民生委員互助(共励)事業の公務傷害見舞いとの関係はどうなりますか。

A11 この保険制度による補償にかかわらず、互助(共励)事業の公務傷害見舞金の給付についても従来どおり行われます。
互助事業の公務傷害見舞いは委員同士での支え合い、励まし合いのために定額の見舞金を送るものである一方、民生委員・児童委員活動保険は、入院や通院日数、手術の有無等に基づき保険金が算定されるものであり、とくに給付金額積算の考え方が異なりますのでご注意ください。

Q12 個人的に賠償責任保険に加入している民生委員が、誤って活動中に他人のものを壊してしまいました。個人的に加入している保険会社から賠償責任保険金をもらう場合、この保険(民生委員・児童委員活動保険)では補償の対象外となりますか。

A12 損害賠償責任に関する補償は、委員本人のケガに関する補償とは異なり、2つの保険から重複して保険金を受け取ることはできません。いずれか一方の保険に請求いただき、その際、他に加入している保険について申告をお願いします。

【補償の範囲】

Q13 委員活動中に心臓発作、また脳血管障害等により倒れたような場合には、この保険の補償対象となりますか。

A13 対象とはなりません。この保険は傷害保険であり、活動中の万が一の事故による死傷を補償対象としているため、こうした疾病(病気)については対象外となります。
ただし、活動中に被った熱中症や特定感染症(結核、コレラ等、法に定める感染症)についてはケガの範囲に含めることとしており、補償対象となります(詳細は10頁参照)。
※特定感染症により死亡された場合には、死亡保険金ではなく、遺族の方が負担された葬祭費用(実費)を300万円を限度に補償します。

Q14 以前から持病による腰痛があり通院していましたが、委員活動によって症状が悪化した場合、この保険の対象となりますか。

A14 対象とはなりません。前問のとおり、この保険は活動中の万が一の事故による死傷を補償するもので、持病(腰痛、病気などを問いません)や持病の悪化などについては対象外となります。

Q15 民生委員・児童委員として、災害時に要援護者の安否確認活動を行うことがあります。地震や津波等の自然災害によるケガはこの保険の対象になりますか。

A15 対象になります。地震、噴火、津波、台風や集中豪雨等の自然災害時の要援護者支援活動中のケガもこの保険の対象としています(賠償責任については補償対象外)。
ただし、民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動は、委員本人とご家族の安全確保が大前提ですので、くれぐれもご注意ください。

【委員活動中であることの判断】

Q16 この保険制度が対象とするのは委員活動中の事故とのことですが、委員活動中であるか否かについては誰が判断するのですか。保険会社が判断することはないのですか。

A16 委員活動中であるか否かについて保険会社が判断することはありません。
委員活動中であることの判断、証明は、所属する民児協会長(単位民児協会長、市区町村民児協会長のいずれでも結構です)をお願いします。これは、民生委員・児童委員活動、民児協活動の内容は地域の状況に応じて異なるため、その範囲を一律に示すことが困難である一方、委員活動中であったことを本人以外の者に証明いただくことが必要なため、民児協会長にご判断いただくこととしているものです。
なお、委員活動の範囲についての基本的な考え方は4頁をご参照ください。

Q17 活動中の事故であることの証明は、単位民児協会長、市区町村民児協の会長のどちらに依頼すべきですか。

A17 単位民児協の事業としての活動中(定例会やサロン活動、視察研修等)の事故などが考えられることから、基本的には単位民児協会長が考えられますが、市区町村民児協会長にお願いしても構いません(町村は基本的に同一のため)。

Q18 活動中であることの判断に関して、ボランティア活動との相違がよくわかりません。たとえば、委員が地域で高齢者宅の雪下ろしに協力していた際の事故はこの保険の対象となりますか。

A18 このような活動が民生委員としての活動か、地域住民としてのボランティア活動かは一律に整理できるものではなく、地域の実情も踏まえてご判断いただくことになります。ご質問にある雪下ろしは一般的には委員活動というよりもボランティア活動といえますが、雪が多い地域であって、各委員が日頃から見守りをしている高齢者宅等の雪下ろしを行っているような場合は、民生委員活動として取り扱って構いません。
とくにご注意いただきたいのは、民生委員が自家用車で高齢者等の通院の送迎を行うケースです。この場合は、万が一、自動車事故で高齢者等が負傷した場合であっても、この保険制度では補償の対象とならないのでくれぐれもご注意ください(Q24参照)。

Q19 大規模な災害が発生したため、民児協として被災地支援のために現地に応援に出かけました。本来の活動区域ではなく、被災地でケガをしてしまった場合、この保険の対象になりますか。

A19 対象になります。民児協として被災地支援に赴いた場合、また所属する民児協会長の了解の下、民児協の一部の委員が被災地の民生委員・児童委員活動支援のために出向いた場合等は、本来の活動区域を離れて活動している場合であっても補償対象となります。

Q20 委員活動中ということに関して、訪問先への往復途上のケガも対象とされていますが、帰宅中に買い物で寄り道をした場合など、どの範囲が補償の対象になるのか詳しく教えてください。

A20 主なケースを紹介すると以下のとおりです。

＜ケース1＞自宅を出発し、委員活動を行い、まっすぐ自宅へ帰宅したケース



自宅を出発してから自宅に戻るまで補償対象となります。

＜ケース2＞帰宅途中に私用の買い物のために寄り道した場合



委員活動とは違う目的で行動を開始した時点で補償は終了します。なお、委員活動に必要なもののみ購入する場合は、スーパーにいる間も含めてこの制度の対象となります。

＜ケース3＞委員活動の途中で日常生活の買い物のために寄り道した場合



ケース2同様、委員活動とは違う目的で行動を開始した時点で補償は終了し、そのあとは委員活動に向かう時点ではなく委員活動に復帰したときから補償は再開します。なお、活動に必要なもののみ購入する場合は、スーパーにいる間も含めてこの制度の対象となります。

＜ケース4＞宿泊を伴う委員活動の場合（研修、被災地支援など）



宿泊先での事故は、事故の発生状況により対応が異なります。

Q21 往復途上の事故の補償は、自宅を出発してからということになっていますが、自宅のどの部分を出発してからになりますか。

A21 自宅の専有部分をでたところから専有部分に戻るまでになります。戸建て住宅の場合は、門（敷地）を出たところから門（敷地）に入るまでとなり、集合住宅（マンション等）の場合は自室（戸室）の玄関を出たところから自室（戸室）の玄関に入るまでとなります。
そのため、「委員活動に向かおうとして自宅内で転倒した」というような場合は自宅内の事故になるため対象外となります。

Q22 委員同士で自宅で打合せをする場合や、自宅で委員活動対象者との連絡、相談を行う場合があります。こうした場合は、自宅でケガをした場合であっても、委員活動中としてこの保険の対象になりますか。

A22 こうしたケースであっても、自宅においては委員の日常生活との区別が困難であるため、自宅内でのケガや賠償事故は補償の対象外になります。また、自己所有地（畑、店舗、事務所等）におけるケガ等についても自宅同様に対象外となります（借地・借家等の物件の場合を含む）。
ただし、個人情報漏えいは自宅内で発生しても対象となります。また、自宅に民児協の委員が集まって会議を実施する等、事前に民児協の活動として会議が行われることが客観的に明らかにされている場合は、その会議中の事故は補償対象になります。

Q23 民児協の視察研修に行き、宿泊先で会議を行います。宿泊先での事故は「状況により対応が異なる」（Q20）とされていますが、宿泊先での会議については対象外になりますか。

A23 民児協としてあらかじめ視察先や現地での会議日程が決まっており、客観的資料によりそれを確認することができる場合は、その会議の時間中は宿泊先であっても補償対象になります。ただし、懇親会等、過度な飲酒をしている場合などは委員本来の活動ではないと考えられるため対象外となります。

【委員活動中であっても補償対象外となるケース】

Q24 民児協の定例会に委員が自動車で向かう途中、通行人と接触事故を起こし、ケガをさせました。活動先への往復途上として事故の相手方への補償についてはこの保険の対象になりますか。

A24 対象にはなりません。自動車やバイクでの賠償事故（同乗者のケガを含め）は、委員個人が加入されている自賠責保険や自動車保険での対応となります（自転車で他人にケガをさせた場合はこの保険の対象になります）。

ただし、運転していた委員本人のケガ、また同乗者が民生委員であった場合は同乗委員のケガについては以下のとおり補償対象となります。

【①委員本人のケガ】

委員本人の過失の有無にかかわらず、事故により負った委員本人の負傷については、この保険の補償対象となります。

【②同乗の委員のケガ】

同乗者が同じ民児協の民生委員であり、かつ同乗して定例会に向かっている等、共に委員活動中であった場合には、同乗していた委員については、自身の活動中のケガとして保険金を申請していただくことが可能です（それぞれの委員が自身のケガについて、個別に保険金を申請していただくことにより両者とも補償）。

Q25 民児協でサロン活動を行います。これまで全社協の「ボランティア行事用保険」や一般の保険会社の保険に加入していましたが、今後はこうした保険に入る必要はなくなったと考えていいですか。

A25 この「民生委員・児童委員活動保険」は、民生委員・児童委員のケガや委員の活動中の賠償事故などを補償するものであり、サロン活動等の行事の主催者である民児協の損害賠償責任を補償するものではありません。よって、サロン等の行事参加者のケガ（に伴う民児協が負った賠償責任）についてはこの保険の対象外となりますので、従来どおり、「ボランティア行事用保険」や一般の保険会社の損害保険に別途加入されることが適切です。
なお、サロン活動にスタッフとして参加していた委員のケガは補償の対象となります。

Q26 児童委員として学校の行事の手伝いをした際に謝礼をいただきました。ボランティア活動保険では謝礼をもらおうと保険の対象外になると聞いていましたが、この保険ではどうなりますか。

A26 社協のボランティア活動保険同様、謝礼をもらう場合はこの保険の対象外になります。この保険は、無報酬で活動される民生委員・児童委員の皆様を支援する制度として設計されています。活動により謝礼を得るとその趣旨に反することになるため、この保険でも対象外としています。

ここでいう謝金とは、「活動の対価」「活動の報酬」というべきもので、行政からの調査依頼時に交通費が支弁される等、実費弁償というべきケースではこの保険の対象となります。

【個人情報紛失時の対応等】

Q27 避難行動要支援者名簿を紛失してしまったのですが、どのような対応が必要ですか。

A27 まず民児協事務局への速やかな連絡とともに、警察に紛失届を出してください。警察への届出がない場合には、本保険からの賠償や謝罪費用の補償ができませんのでご注意ください。

Q28 個人情報が記載されたノートを紛失してしまいました。現在のところ、紛失したノートを探しているところなので、民児協や警察等に紛失の事実を届け出ていませんが、漏えいの恐れがあるのでノートに氏名が掲載されている方に図書カードを配布したいと思います。個人情報紛失に係る謝罪費用としてこの保険の対象になると考えていいですか。

A28 民児協や警察など関係機関に紛失の届出を行わずに謝罪等の対応をした場合は、個人情報が漏えいしたこと、漏えいした恐れがあることが客観的に確認できないため、この保険の補償対象にはなりません。

個人情報の漏えいまたは漏えいの恐れがある事由が発生した場合は、委員個人としてではなく、組織（民児協）として謝罪などの対応をすべきものです。速やかに民児協に報告し、警察や行政等の関係機関に届け出、報告を行った上で、民児協として対応を行うことが適当です。

【活動対象者からの加害行為】

Q29 活動対象者等（活動対象者やその依頼を受けた者）から暴力を振るわれ、家族がケガをした場合、その事実をどのように証明すればいいのですか。

A29 活動対象者等から暴力を振るわれたり、自宅の一部を壊されるなど不法行為を受けた時は、必ず警察への届け出を行ってください(警察による被害届受理をもって証明とさせていただきます)。

【保険金等の請求手続き】

Q30 保険金は保険会社から、また見舞金は全民児連を通じて支払われるとされていますが、事故報告書、保険金（見舞金）請求書の送付先は、すべて保険会社宛でよいのでしょうか。

A30 すべて保険会社にお送りいただいて結構です。

見舞金については、保険会社を介して全民児連に書類が届くこととなっています。申請の流れを簡潔にするために、送付先は保険会社に一元化しているものです。

注）一度ご提出された診断書原本は返却できません。互助共励のご請求手続き等でも必要な場合は、必ずコピーを取るようお願いいたします。

Q31 委員活動中の事故によりケガをしてしまった場合、保険金請求は民生委員・児童委員自身において行わなければならないのですか。

A31 保険金・見舞金の申請事務については、市区町村民児協事務局の協力を得て行ってください。事故が発生した場合には、まず市区町村民児協事務局にて「事故報告書」を作成のうえ、保険会社に連絡していただき、保険会社より保険金請求書類の送付を受けることが必要になります。事故報告については事故発生からできる限り早期に行われることが望ましく、委員本人が負傷し入院・通院する状況の中では、事務局の協力を得ることが不可欠と考えられます。また、保険金申請書類の作成においても、民児協会長による活動中の事故である旨の証明が必要になるため、事務局の協力が欠かせません。一方で、保険金請求関係書類への委員本人の署名、医師への診断書の記入依頼、警察への届け出など、委員本人しかできないこともありますので、事務局と協力して行ってください。

Q32 委員が活動中、訪問先の住民に暴力を振るわれ、骨折してしまいました。この場合、活動中のケガについての保険金と、活動対象者からの暴力によるケガの見舞金と両方を請求できるのでしょうか。

A32 保険金、見舞金の両方を請求いただけます。この保険による補償のうち、保険金と見舞金の両方を請求できるケースが、このように委員活動の対象者から委員本人が暴力を振るわれ、ケガをした場合です。

保険金・見舞金の請求に際しては、見舞金は警察への被害届けの提出後すぐに請求可能である一方、保険金はケガの治療の終了後が原則という時期の相違があります。しかし、請求に際して重複する書類もあることから、ケガの程度も勘案し、同時請求とするか、それぞれを分けて請求するかについて保険会社と個別にご相談ください。

Q33 委員活動中の事故（委員本人のケガや第三者への賠償責任事故）が発生した場合、①保険会社には、いつまでに連絡(事故報告書送付)を行わなくてははいけませんか。②また、保険金の請求はいつまでに行わなくてははいけませんか。

A33 活動中の事故により委員がケガをした場合には、なにより医師による適切な診断・治療が大切です。そのうえで、委員本人（入院された場合はご家族）からの連絡に基づき、市区町村民児協事務局より、できる限り速やかに保険会社宛にご連絡をお願いします。

【①について】
委員本人がケガをした場合は、事務局として事故発生状況等の本人への聞き取りのうえで、可能な限り早期に保険会社に「事故報告書」によりご連絡をお願いします。

一方、委員活動に伴って賠償責任を負われた場合、保険会社への連絡なく当事者同士で示談交渉を進めてしまうと、保険金が支払われない可能性があります。そのため、第三者に損害を与えてしまった場合、また個人情報の漏えいがあった場合の対応については、事故発生後、速やかに保険会社にご連絡、ご相談をお願いします。

【②について】
保険金の請求に関する権利の消滅時効は保険約款・法律により「3年」とされています^(※)。よって、民生委員活動保険においても、保険金・見舞金支払いの対象となる事故の発生日から3年が請求の上限となります（互助事業の見舞金制度の1年とは異なります）。入院が長期に及ぶ場合も想定されますが、その場合は保険会社にご相談をいただきながら保険金請求の手続きを行ってください。
※保険金請求権の時効は、ご請求の内容によって異なります。詳細につきましては、本手引掲載の約款集をご参照ください。
・委員本人が活動中にケガをされたとき
・委員本人が損害賠償責任を負ったとき }→55頁、第17条（7）などをご参照ください。

- ・個人情報 を漏えい させてしまったとき →64 頁、第 23 条 (5) などをご参照ください。
- ・活動の対象者等から加害行為をうけたとき →72 頁、第 19 条 (5) などをご参照ください。

Q34 保険金・見舞金は、請求後、どれくらいの期間で支払われますか。

A34 保険金請求に関する書類に記入上の不備がなく、また必要な添付書類も揃っている場合には、保険会社は書類の受理後、1 か月以内に保険金を支払うこととされています。

保険金ではなく見舞金としてお支払いする補償（活動対象者からの加害行為による委員本人や家族の負傷、委員の自宅被害）については、全民児連を介しての送金となるため、2 か月以内をご予定ください。

Q35 民生委員・児童委員の委嘱状を紛失してしまいました。活動中の事故によりケガをしてしまいましたが、民生委員の現任者であることの証明はどのようにすればいいのですか。

A35 この制度の給付対象となる事故が発生し、保険金や見舞金の給付を受けようとする場合、保険会社指定の書類に所属する民児協会長（単位民児協会長、市町村民児協会長）による証明書を出していただきますので、委嘱状を紛失した場合であっても問題ありません。

【その他】

Q36 4 月 2 日以後に委嘱された委員数や氏名についての全民児連への報告スケジュール、方法はどのようにになりますか。

A36 4 月 2 日以後、年度途中での委嘱委員に関する都道府県・指定都市民児協から全民児連への報告は 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回を予定しています（各月 10 日締切。10 日が土日、祝日の場合にはその前日締切）。

その際には、指定書式に具体的に新旧委員名等をご記入いただき、市区町村民児協から都道府県・指定都市民児協を通じて全民児連にご報告をお願いします（詳細は 13 頁参照）。

Q37 都道府県・指定都市民児協においては、県内・市内の委員名簿を備え置くべきことが要請されていますが、市区町村の個人情報保護条例との関係もあり、すべての名簿を集めることが困難な場合にはどうすればよいですか。

A37 本来、保険加入に際しては、加入者名簿を添付して申し込むことが必要ですが、この保険では、全国 23 万人という委員数や個人情報保護の観点から全国段階で名簿を集約せず、都道府県・指定都市民児協への備え置きを依頼しているもので、保険会社から全民児連に照会があった場合に、名簿記載の確認等をお願いさせていただくものです。

ご質問のように、市区町村の条例等の制約から、民児協事務局を通じての名簿収集が困難である場合には、都道府県・指定都市民児協事務局として、市区町村（単位）民児協事務局との間で、現任委員であることや追加委嘱の報告等について迅速に確認いただける体制が確保されていれば、当面、都道府県・指定都市段階ですべての委員名簿を備え置かなくても結構です。

Q38 都道府県・指定都市民児協において備え置くべき民生委員・児童委員名簿に必要な記載事項について教えてください。

A38 最低限、市区町村名、委員氏名が記載されていれば結構です。

住所や生年月日等、その他の情報はとくに不要です。この名簿は、4 月 1 日時点の加入者数について、その具体的氏名の明細表にあたるものです。同一の市区町村に同姓同名の委員が存在している場合でも、それぞれが名簿に掲載されていれば問題なく、都道府県・指定都市民児協にそれ以上のことを求めるものではありません。

6. 保険約款および特約（損保ジャパン）

①委員本人がケガをしたときの補償

②委員が損害賠償責任を負ったときの補償

ボランティア活動保険普通保険約款

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用語	説明
医学的他見所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布 ^(注) のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モーターカー、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス ^(注) をいいます。ただし、ジェットコースター、フリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
競技等	競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐欺されることまたは紛失を含みません。
自動車等	自動車または原動機付自転車 ^(注) をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のア. からオ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療 ^(注2) に該当する診療行為 ^(注3) (注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券に記載された保険期間をいいます。ただし、保険契約が保険証券に記載された保険期間の途中で失効し、または解除された場合は、その失効日または解除日までの期間をいいます。
保険金	各条項においてそれぞれ次の①から③までに掲げるものをいいます。 ① 第1章賠償責任補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金 ② 第2章傷害補償条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金 ③ 第3章基本条項においては、①または②に規定する保険金
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① ボランティア活動団体の構成員 ② ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次の①または②に掲げる活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償の活動は除きます。（交通費、食料代等費用弁償額の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。） ① 所属ボランティア活動団体の会則（いかなる名称であるかを問いません。）に則り企画、立案された活動 ② ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動
ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（住居以外の施設を起点とする場合は、「施設」と読み替えます。）を出発してから住居（住居以外の施設に帰る場合は、「施設」と読み替えます。）に帰着するまでの間を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。

第1章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この補償条項および第3章基本条項の規定に従い、次の①から③までに掲げる事故（以下この補償条項および第3章基本条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任にかぎります。以下この補償条項において「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害（以下この補償条項および第3章基本条項において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- ① 次のア. からウ. までに掲げる事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ア. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動中に発生した偶然な事由
- イ. 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下この補償条項において「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由
- ウ. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動の結果に起因する偶然な事由
- ② 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐欺を含みます。）
- ③ 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に従事している間における行為に起因する偶然な事由による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能
- (2) (1)の規定は、次条に定める被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。ただし、次の①から③ま

④ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
⑥ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、損害賠償の請求 ^(注1) を受けたときは、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑦ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起されたときは、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑧ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害等の調査に協力すること。	

- (注1) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条(保険金の請求)	
(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。	
区 分	保険金請求権発生の時
① 第1章賠償責任補償条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 第2章傷害補償条項に係る保険金	ア．死亡保険金 被保険者が死亡した時
	イ．後遺障害保険金 被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ．入院保険金 被保険者が被った第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	エ．手術保険金 被保険者が同条項第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	オ．通院保険金 被保険者が被った同条項第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族^(注2)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注1)または②以外の親族^(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による 追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎります。))は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害等については、この規定を適用しません。
- (4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

- (注) 変更
保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

第14条(保険料の取扱い－保険契約の無効・取消し・失効の場合)	
この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還します。	
区 分	保険料の返還
① 第7条(保険契約の無効)(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第7条(保険契約の無効)(2)の規定により第2章傷害補償条項が無効となる場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料の全額を返還します。
③ 第8条(保険契約の取消し)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ この保険契約が失効となる場合	未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

- 第15条(保険料の取扱い－解除の場合)
- この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従います。

区 分	保険料の取扱い
① 第2条(告知義務)(2)、第3条(通知義務)(2)、第10条(重大事由による解除)(1)または第13条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第10条 (2)の規定により当会社がこの保険契約 ^(注) を解除した場合	
③ 第9条(保険契約者による保険契約の解除)または第11条(被保険者による傷害補償条項の解除請求)(2)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	
④ 第11条(被保険者による傷害補償条項の解除請求)(3)の規定により被保険者がこの保険契約を解除した場合	

- (注) 保険契約
その被保険者に係る部分にかぎります。

第16条(事故の発生)	
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。	
事故発生時の義務	差し引く金額
① 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、次のア．からウ．までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。この場合において、当会社が説明または証明を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければなりません。 ア．事故発生の日時、場所、被害の状況、事故または事由の原因となったボランティア活動の概要ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ．ア．について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 第2章傷害補償条項に基づく事故が発生した場合は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、事故発生の状況および傷害の程度、傷害の原因となったボランティア活動の概要を書面で当会社に通知すること。この場合において、当会社が説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	
③ 第2章傷害補償条項に基づく事故が発生した場合において、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に、行方不明または遭難発生の状況を書面で当会社に通知すること。	

- エ．法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ．その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア．からオ．までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等^(注3)が(1)③ア．からオ．までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の①または②の損害等および保険金については適用しません。
- ① 第1章賠償責任補償条項については、次のア．またはイ．の損害
ア．(1)③ア．からオ．までのいずれにも該当しない保険契約者等^(注3)に生じた損害
イ．(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害
- ② 第2章傷害補償条項については、次のア．またはイ．の傷害および保険金
ア．(2)の規定による解除がなされた場合はその被保険者以外の被保険者に生じた傷害
イ．(2)②の規定による解除がなされた場合は保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア．からオ．までのいずれにも該当しない者の受け取るべき保険金

- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 保険契約
その被保険者に係る部分にかぎります。
- (注3) 保険契約者等
保険契約者、被保険者または損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者をいいます。

- 第11条(被保険者による傷害補償条項の解除請求)
- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約の第2章傷害補償条項^(注)を解除することを求めることができます。
- ① 第2章傷害補償条項^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または同条(1)②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、第2章傷害補償条項(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、第2章傷害補償条項^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項^(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にすぎります。
- (4) (3)の規定により第2章傷害補償条項^(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

- (注) 第2章傷害補償条項
その被保険者に係る部分にかぎります。

- 第12条(保険契約解除の効力)
- 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)	
(1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。	
区 分	保険料の返還または請求
① 第2条(告知義務)(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第3条(通知義務)(1)の通知に基づいた保険契約の内容を変更 ^(注) する場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対応する保険料を返還または請求します。
③ 第5条(契約内容の変更)(1)の承認をする場合	

- は過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害等については適用しません。

- (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることや妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- 第3条(通知義務)
- (1) 保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせる事実(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。))が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害等については適用しません。

- 第4条(保険契約者の住所変更)
- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- 第5条(契約内容の変更)
- (1) 保険契約者は、第2条(告知義務)から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害等については、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

- 第6条(管理と事故の予防)
- ① 保険契約者または被保険者は、常に事故の発生予防に必要な管理と措置を講じなければなりません。
- ② 当会社は、保険期間中いつでも事故発生の予防措置と管理の状況を調査し、不備の点の改善を、保険契約者または被保険者に請求することができます。

- 第7条(保険契約の無効)
- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。
- (2) 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。))に、その被保険者の同意を得なかったときは、第2章傷害補償条項については無効とします。

- 第8条(保険契約の取消し)
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

- 第9条(保険契約者による保険契約の解除)
- 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 第10条(重大事由による解除)
- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア．からオ．までのいずれかに該当すること。
- ア．反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ．反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ．反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。

- (注1) 配偶者
用語の説明の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
用語の説明の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第18条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害等の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他債権および既に取得したものの有無および内容、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(第1章賠償責任補償条項にかぎり、適用します。)
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数の日に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第2章傷害補償条項に関して、第16条(事故の発生)の通知または第17条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。

第20条(代位)

- (1) 当会社が第1章賠償責任補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 当会社が第2章傷害補償条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (4) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (注) 損害賠償請求権その他の債権
当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭

の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第21条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人^(注)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

- (注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人
法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第22条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等に関する義務を負うものとします。

第23条(被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第24条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害補償条項第4条(保険金を支払わない場合―その2)①の運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登山
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦
職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%

第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊(せき)柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの (13) 両側の辜(こう)丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊(せき)柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの	26%

	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すものの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌(ぼう)に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器官に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊(せき)柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋(ろつ)骨、肩(けん)甲(こう)骨または背盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌(ぼう)に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	4%

第3条(幹事保険会社の行為の効果)
この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)
この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

③個人情報漏えいしたときの補償

業務過誤賠償責任保険普通保険約款

第1章 当社のてん補責任

第1条(当社のてん補責任)
当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

第2条(損害の範囲)
当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①から③までに掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。
① 法律上の損害賠償金
② 争訟費用
③ 求償権保全費用

第3条(用語の定義)
この普通保険約款において、次の①から⑧までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。
① 被保険者
この保険契約により補償を受ける者として保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。また、被保険者が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、被保険者が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
② 一連の損害賠償請求
損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。
なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
③ 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金および被保険者和其他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
④ 争訟費用
被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者またはその従業員の報酬、賞与、給与等を除きます。）で、必要かつ有益と認められるものをいいます。
⑤ 求償権保全費用
他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをするために必要かつ有益であると認められる費用をいいます。
⑥ 保険契約申込書等
保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
⑦ 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
⑧ 無効
保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第4条(保険期間)
(1) 保険期間は、その初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時(注)に終わります。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。
(注) 午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 当社のてん補しない損害

第5条(てん補しない損害－その1)
当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。
なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとします。
① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求

および「損害等」とあるのは「特定感染症」、「生じた損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑮ 同条項(注2)の規定中「その被保険者に係る部分にかぎります。」とあるのは「その被保険者に係る部分にかぎります。ただしこの特約の葬祭費用保険金について(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。」
⑯ 同条項第11条(被保険者による傷害補償条項の解除請求)の規定中「第2章傷害補償条項」とあるのは「この特約条項」
⑰ 同条項第13条(保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)の規定中「発生した事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑱ 同条項第13条(4)の規定中「生じた事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑲ 同条項第18条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、損害等の発生の有無」とあるのは「発病の原因、発病の状況、費用発生の有無」、(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「特定感染症の程度または費用の額」、「事故と損害等との関係」とあるのは「発病と特定感染症または費用との関係」
⑳ 同条項第18条(注1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「この特約条項第9条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続」

第15条(準用規定)
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒担保特約条項

第1条(普通保険約款の読み替え)
当会社は、普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
「(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。))を含みます。」

第2条(保険金を支払わない場合)
当会社は、この保険契約に特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項が付帯されている場合は、その特約条項の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条(準用規定)
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

熱中症危険担保特約条項

(1) 当会社は、普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、この特約条項により、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合は、同条項に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。
(2) この特約条項が付帯された保険契約において、普通保険約款第2章傷害補償条項における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)
この保険契約は、引受保険会社^(注)による共同保険契約であって、引受保険会社^(注)は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

(注) 引受保険会社
保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(幹事保険会社の行う事項)
保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。
① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返済
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者
法律上の配偶者にかぎります。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
(1) 当会社は、第9条(発病の通知)の通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要の限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
(2) (1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。

第12条(代位)
(1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が葬祭費用保険金を支払うべき第7条(葬祭費用保険金の支払)の費用が生じたことにより、保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において当会社がその費用に対して、葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
① 当会社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合
② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
(3) (2)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(2)または(3)の権利の保全及び行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(普通保険約款の適用除外)
この特約条項の規定が適用される場合は、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(保険金を支払わない場合－その1)から同条項第9条(死亡の推定)まで、第3章基本条項第16条(事故の発生)、同条項第17条(保険金の請求)、同条項第19条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)および同条項第20条(代位)の規定は適用しません。

第14条(普通保険約款の読み替え)
この特約条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
① 用語の説明に関する表の危険の規定中「損害または傷害の発生の可能性」とあるのは「特定感染症の発病の可能性」
② 第2章傷害補償条項第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
③ 同条項第10条(2)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
④ 第3章基本条項第1条(保険期間と支払責任の関係)(2)の規定中「生じた事故による損害または傷害（以下「損害等」といいます。）」とあるのは「発病した特定感染症」
⑤ 同条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
⑥ 同条項第2条(4)の規定中「事故が生じた」とあるのは「特定感染症の発病」
⑦ 同条項第2条(5)の規定中「発生した事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑧ 同条項第3条(通知義務)(4)の規定中「事故の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、「発生した事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑨ 同条項第3条(5)の規定中「発生した事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑩ 同条項第5条(契約内容の変更)(2)の規定中「生じた事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑪ 同条項第10条(重大事由による解除)(1)①の規定中「損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」
⑫ 同条項第10条(2)の規定中「生じた損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑬ 同条項第10条(3)の規定中「事故による損害等の発生」とあるのは「特定感染症の発病」、「発生した事故による損害等」とあるのは「発病した特定感染症」
⑭ 同条項第10条(4)および(注3)の規定中「第1章賠償責任補償条項」とあるのは「この特約の葬祭費用保険金」、「第2章傷害補償条項」とあるのは「この特約の後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」、「傷害」、「損害」お

(5) 被保険者がこの特約条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条(発病の通知)
被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、下表の「特定感染症発病時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

特定感染症発病時の義務	差し引く金額
① 特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことまたはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったこともしくは事実と異なることを告げたことによって、当会社が被った損害の額
② 第7条(葬祭費用保険金の支払)(1)の費用が発生した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知すること。	

(注) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第10条(保険金の請求)
(1) この特約条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 入院保険金	被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 通院保険金	被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 葬祭費用保険金	保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。保険契約者または監督義務者（監督義務者に代わって監督する者を含みます。）は、被保険者が保険金を請求するに際して、必要な協力を行わなければなりません。
① 保険金請求書
② 保険証券
③ ボランティア活動中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ 死亡診断書または死体検案書
⑥ 被保険者の戸籍謄本
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ 葬祭費用の支出を証明する書類
⑨ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
⑩ その他当会社が普通保険約款第3章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいいる場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、特定感染症の程度および費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく

- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(注1)に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(注2)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求

- (注1)犯罪行為
刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。
- (注2)認識しながら
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条(てん補しない損害一その2)

- 当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。なお、①から⑬までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 次に掲げるものに対する損害賠償請求
- ア. 身体の障害(注1)および精神的苦痛
- イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
- ② 週及日(注2)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ 週及日(注2)より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況被保険者が知っていた場合(注3)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ 直接であると間接であると問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
- ア. 汚染物質(注4)の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
- イ. 汚染物質(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ⑦ 直接であると間接であると問わず、核物質(注5)の危険性(注6)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑧ 直接であると間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注7)に起因する損害賠償請求
- ⑨ 直接であると間接であると問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑩ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑪ 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であると問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

- (注1)身体の障害
身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- (注2)週及日
保険証券記載の週及日をいいます。
- (注3)知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注4)汚染物質
固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もしくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- (注5)核物質
核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。
- (注6)核物質の危険性
放射性、毒性または爆発性を含みます。
- (注7)暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3章 当会社のてん補限度額

第7条(てん補限度額)

- (1) 一連の損害賠償請求について当会社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{一連の損害賠償請求} \\ \text{による損害の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の縮小てん} \\ \text{補割合} \end{array}$$

- (2) 当会社がこの保険契約でてん補する金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の期間中てん補限度額を限度とします。また、第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の期間中てん補限度額が適用されるものとします。

第8条(他の保険契約等との関係)

当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注)がある場合においては、損害の額が他の保険契約等(注)によりてん補されるべき金

額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た額を、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度としててん補します。ただし、他の保険契約等(注)が、この保険契約のてん補限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

- (注) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第9条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- ③ 保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされる前に、保険契約申込書等の記載事項(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

- (注1)保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。

- (注2)危険
損害の発生の可能性をいいます。

第10条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実が発生した場合(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の手続を怠った場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
- ② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合

- (注1)保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注2)(1)の事実が発生した場合
(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第11条(記録の完備)

被保険者は、業務の遂行に関する記録を備えておかねばなりません。

第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

第12条(保険契約の解除)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約

者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次の条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

- (注) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)

- (1) 当会社が第9条(告知義務)(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当会社が第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更前の} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更後の} \\ \text{保険料} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{既経過期間(注1)} \\ \text{に対応する別表に} \\ \text{掲げる短期料率} \end{array} \right] = \begin{array}{l} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更後の} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更前の} \\ \text{保険料} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{未経過期間(注2)に対応す} \\ \text{る別表に掲げる短期料率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{追加} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第10条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

(注1)既経過期間

第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)未経過期間

第10条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をい

い、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3)追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第16条(保険料の返還一保険契約の無効・取消し・失効の場合)

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条(保険契約の無効・取消し)(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効・取消し)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。
- 既に払い込まれた保険料×(1ー既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率)

- (注) 既経過期間
1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条(保険料の返還一保険契約解除の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)、第12条(保険契約の解除)(2)、第15条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(3)または第18条(当会社による調査)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{l} \text{既に払い込まれ} \\ \text{た保険料} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{1} \\ \text{ー} \\ \text{既経過期間(注)に対応する別表} \\ \text{に掲げる短期料率} \end{array} \right] = \begin{array}{l} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- (2) 第12条(保険契約の解除)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{l} \text{既に払い込まれ} \\ \text{た保険料} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{1} \\ \text{ー} \\ \text{既経過期間(注)に対応する別表} \\ \text{に掲げる短期料率} \end{array} \right] = \begin{array}{l} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- (注) 既経過期間
1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条(当会社による調査)

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項および第10条(通知義務)(1)の規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第6章 保険金の請求

第19条(損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(注)を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

- (注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第20条(損害の防止軽減)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。
- ① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
- ① ①①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ② ①②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

第21条(争訟費用、法律上の損害賠償金)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなった場合は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この保険契約による防御の義務を負担しません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契

約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および訴訟費用のみが損害としてん補の対象となります。

第22条 (損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第23条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第2条 (損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害に係る損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 第2条 (損害の範囲) ②および③の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
- ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
- ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたとす。
- (3) 当会社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条 (保険金の支払)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数 (注2)を経過する日まで、に、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 (注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判明もしくは他の事例に鑑み、特殊である場合または行為と被保険者に対してなされた損害賠償請求について当事者間に争いがある場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。
- (注2) ①から⑤までに掲げる日数

- 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会
弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害をてん補したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額をてん補した場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第26条 (求償権の不行使)

当会社は、前条 (1) の規定により移転した債権に係る権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じた場合を除きます。

第27条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注) について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条 (損害の範囲) ①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権 (注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (注) を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

- (注) 保険金請求権
第2条 (損害の範囲) ①に対する保険金請求権にかぎります。

第7章 訴訟の提起および準拠法

- 第28条 (訴訟の提起)
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

- 第29条 (準拠法)
この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	
	既経過期間	未経過期間
1か月まで	1/12	7か月まで
2か月まで	2/12	8か月まで
3か月まで	3/12	9か月まで
4か月まで	4/12	10か月まで
5か月まで	5/12	11か月まで
6か月まで	6/12	12か月まで

サイバー保険特約条項

- <用語の定義 (五十音順)>
この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ITサービス業務	対価を得て、他人のためにまたは他人に使用させる目的のために、記名被保険者が行う次の①から⑦の業務をいいます。 ① 特定の顧客向けもしくは不特定の顧客に汎用的に販売することを目的としたソフトウェアもしくはそれを組み入れたハードウェアの開発もしくは製造、またはそれに関連した導入、運用、保守等の作業 ② クラウド、ハウジング等のサービスの運営または提供 ③ 電子商取引の基盤となるインフラ環境の提供、電子商取引プラットフォームの運営またはオンライン決済サービスの提供 ④ インターネット上でのデジタルコンテンツの発信、提供もしくは制作またはWEBサイトの作成または提供 ⑤ インターネット接続サービスまたはその他類似のデータ通信サービスの運営および提供 ⑥ データの入力、加工、修正、消去、保管等の情報処理作業 ⑦ その他①から⑥に規定するITサービスに類似または関連する業務
ITユーザー業務	ITサービス業務以外の、被保険者が行う次の①または②に掲げる業務をいいます。 ① 被保険者システムの所有、使用または管理 ② 業務の遂行に付随するソフトウェア、電子データまたはデジタルコンテンツの提供
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の原因もしくは事由または行為に起因する一連の損害賠償請求をいい、一連の損害賠償請求が複数の保険証券の保険期間になされた場合であっても、当会社は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなし、最初の損害賠償請求がなされた時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。
インターネット接続サービス	インターネットサービスプロバイダが提供する顧客のコンピュータをインターネットに接続するためのサービスをいい、同事業者が提供するホームページスペースまたはブログサービスの提供、メールアドレスの付与等の付加価値サービスを含みません。
家族	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
課徴金等	記名被保険者が公的機関から課せられる課徴金、罰金、料料、過料等をいいます。
企業情報	記名被保険者以外の企業に関する公然と知られていない情報をいいます。なお、特許権、営業秘密 (注1) および知的財産権 (注2) を含み、個人情報を除きます。 (注1) 営業秘密 不正競争防止法 (平成5年法律第 47 号) 第2条第6項に定めるものをいいます。 (注2) 知的財産権 特許権および営業秘密を除きます。
規制手続	公的機関への報告、公的機関からの命令、要請等にかかる対応、行政審判手続またはその上訴等をいい、記名被保険者に対する定期的な検査および調査ならびに記名被保険者を特定しない、業界全体を対象とする検査または調査を含みません。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
脅迫金	サイバー攻撃の実行者またはそれに加担する者から不当に要求される金銭等 (注) をいいます。 (注) 金銭等 通貨、紙幣等の金銭、暗号資産、電子マネーおよび他有価証券等市場価値を有する金融商品を含みます。
業務	保険証券に記載された対象業務をいいます。
公的機関	監督当局、政府機関、公的な業界団体その他法律により記名被保険者の業務について規制手続きを行う権限を与えられている機関をいい、日本国外に所在する同種の機関を含みます。
個人識別符号	個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) 第1条に定めるものをいいます。
個人情報	個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいい、死者に関する情報を含みます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (注) により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 ② 個人識別符号が含まれるもの (注) その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは

	記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるものの
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
使用人	記名被保険者との間に使用従属関係がある者で、記名被保険者から賃金の支払いを受けているものをいいます。
使用人等	役員、使用人および労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。
情報	次の①から③に掲げる情報をいいます。なお、記名被保険者が労働者派遣法第2条 (用語の意義) 第3号に規定する労働者派遣事業を営む事業者である場合、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者が派遣先で取り扱う情報を含みます。 ① 個人情報 ② 企業情報 ③ ①および②以外の電子データまたは非電子データとして保有される情報
ソフトウェア	コンピュータ、モバイル通信機器、端末装置その他類似の情報処理機器、通信機器または記録媒体に対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、処理、命令等の対象として扱われる電子データを含みません。
他人	被保険者以外の者をいいます。
著作権	著作権法 (昭和45年法律第48号) によって定められる権利をいいます。
適用地域	保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。
デジタルコンテンツ	人の知覚で認識可能な形式で構成され、コンピュータシステム上で表現されているテキスト、サウンド、グラフィック、画像、動画等をいい、それらの構成の元となるソフトウェアまたは電子データを含みません。
デジタルコンテンツ不当事由	被保険者がデジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の①から⑧の事由をいいます。 ① 名誉毀損 ② プライバシーの侵害 ③ 氏名権 (自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。) の侵害 ④ 肖像権 (自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。) の侵害 ⑤ パブリシティ権 (経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。) の侵害 ⑥ 広告および宣伝内容の誤り ⑦ 情報、アイデア等の盗用 ⑧ 著作権または商標権の侵害
電子データ	コンピュータ、モバイル通信機器、端末装置その他類似の情報処理機器、通信機器または記録媒体上で、ソフトウェアによる変換、加工、送信、伝送、複製、保存、記録その他の処理の対象として電子的形式で存在する情報をいいます。
被保険者システム	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 記名被保険者が所有、使用または管理 (注1) するコンピュータシステム (注2) ② 記名被保険者のWEBサイト ③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ ④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎり。 ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行する上での使用を記名被保険者が認めているもの イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの (注1) 管理

	書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。 (注2) 所有、使用または管理するコンピュータシステム対価を得て、他人のためにまたは他人に使用させる目的のために所有、使用または管理するものを除きます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。
法令等	法律、条令、行政機関が制定する法規範をいい、公的機関が交付するこれらに類似の規則を含みます。
本人 役員	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。 会社法(平成17年法律第86号)上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。

第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)

(1) 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②の事由(以下「事故」といいます。)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)について、保険金を支払います。

- 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ①の事由以外の、次のアからウの事由。ただし、ITサービス業務の提供により生じた場合を除きます。

ア. デジタルコンテンツ不当事由

イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃

ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
- 当会社は、(1)に定める損害賠償請求が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。また、普通約款第6章保険金の請求第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、含むものとします。
- 当会社は、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

第2条(保険金を支払う場合－費用)

(1) 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、前条(1)②に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見し、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「事故対応特別費用」に対して、保険金を支払います。ただし、次の①または②に掲げる場合にかぎります。

- 前条(1)②に規定する事故による他人の損失等(注1)が発生するおそれのある状況を記名被保険者が認識した場合
- 前条(1)②イに規定する事故の発生が次のアまたはイに掲げる事由により客観的に明らかになった場合

ア. 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等

イ. 記名被保険者が行う公的機関(注2)に対する文書による届出、報告等
- 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され、記名被保険者が認識した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。
 - 公的機関(注2)からの通報
 - 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告(注3)
- 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、前条(1)①に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険金を支払うのは、次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎりします。
 - サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
 - 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - 公的機関(注2)に対する文書による届出、報告等または公的機関(注2)からの通報
- 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「法令等対応費用」に対して、保険金を支払います。

- (注1)他人の損失等
他人の業務の休止または阻害、他人のソフトウェアもしくは電子データの損壊または消失、不測の事由による他人の経済的な損失の発生等をいいます。
- (注2)公的機関
サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。
- (注3)セキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
記名被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを記名被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

第3条(被保険者の範囲)

この特約条項において、被保険者は次の①および②をいいます。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第4条(損害の範囲)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)の規定により支払うべき損害の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が普通約款第6章保険金の請求第22条(損害賠償請求解決のための協力)(1)のために支出した費用

(2) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(1)の規定により支払うべき「事故対応特別費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から⑤に掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、かつ事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書(注1)作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2) オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の出張手当、超過勤務手当等の人件費 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求(注3)をすることができている場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用 (注1) 文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりします。 (注2) 事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3) 損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(注)をいい、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、再発防止策の結果もしくは実施状況に関する報告書発行または報告会開催に要する費用等を含みます。 (注) 一時的な費用 セキュリティ対策を実施するための初期投資費用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらずセキュリティ対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用をのぞきます。
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイの費用(注) ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用 (注) 費用 脅迫金を含みません。

④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷(注1)が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用(注2) ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(注3)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(注4)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(注5)および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(注6)の修復、再製作または再取得費用 (注1) 損傷 機能停止等による使用不能を含みます。 (注2) 費用 脅迫金を含みません。 (注3) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。 (注4) 賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 (注5) 設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。 (注6) ソフトウェア 被保険者システムの定義④に組み込まれているソフトウェアを除きます。
⑤ 法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品(注)の購入費用および発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。

(3) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(2)の規定により支払うべき「サイバー攻撃対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、かつサイバー攻撃のおそれが生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(2)①エ、シおよびスに掲げる費用(注) (注) (2)①エ、シおよびスに掲げる費用 実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(4) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(3)の規定により支払うべき情報漏えい対応費用の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から⑦に掲げるものにかぎります。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ情報漏えい等が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
⑤ 事故対応関連費用	(2)①に掲げる費用(注) (注) (2)①に掲げる費用 (2)①キの費用には、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれのある本人に対して、法令等に基づき、事故状況、発生原因等を通知するために要する費用を含みます。
⑥ 再発防止費用	(2)②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(2)③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム修復費用	(2)④に掲げる費用

(5) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(4)の規定により支払うべき「法令等対応費用の範囲」は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、かつ事故が生じなかったとしても発生する費用および課徴金等を除きます。

名称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合理的な費用で、必要と認められる費用
③ 再発防止策定費用	公的機関からの規制手続きに關して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合理的な費用で、必要と認められる費用

第5条(保険金を支払わない場合－賠償責任)

(1) 当会社は、普通約款第2章当会社のてん補しない損害第5条(てん補しない損害－その1)および同第6条(てん補しない損害－その2)に掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、次の①から③までに掲げる事由または行為に起因する第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次の①から③に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。

ア. 火災、破裂または爆発

イ. 第1条(保険金を支払う場合)(1)②イまたはウに規定する事故による被保険者システムの損壊(注1)または機能の停止
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 人工衛星(注2)の損壊(注1)または故障
- 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
- 被保険者の業務の対価(注3)の見積りまたは返還
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害(注4)
- 直接であると間接であるを問わず、記名被保険者の支払不能または破産
- 株主代表訴訟
- 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、次のアまたはイ

ア. 前払式支払手段の不正な操作または移動

イ. 不正な為替取引または資金移動

(2) 当会社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したか、または被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害かどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

- 業務の履行の追完または再履行のために要する費用(注5)
- 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った回収、検査、修正、交換、やり直しその他適切な措置のために要した費用

(3) (1)の規定にかかわらず、当会社は普通約款第2章当会社のてん補しない損害第5条(てん補しない損害－その1)①から③の規定については、次のとおり読み替えて適用します。なお、読替後の規定により、当会社が保険金を支払わないのは、それらの行為を行った被保険者が被る損害にかぎります。

- 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら(注)行った行為に起因する損害賠償請求。

(注) 認識しながら
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(4) (1)の規定にかかわらず、当会社は普通約款第2章当会社のてん補しない損害第6条(てん補しない損害－その2)①の規定については、次のとおり読み替えて適用します。

- 次に掲げるものに起因する損害賠償請求
ア. 他人の身体の障害
イ. 他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。

(5) (1)の規定にかかわらず、当会社は、普通約款第2章当会社のてん補しない損害第6条(てん補しない損害－その2)②および③の規定を適用しません。

- (注1) 損壊
滅失、損傷または汚損をいいます。
- (注2) 人工衛星
人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

- (注3)業務の対価
販売代金、手数料、報酬等をいいます。
- (注4)営業権の侵害
商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。
- (注5)業務の履行の追完または再履行のために要する費用
追完または再履行のために提供する財物、情報または役務価格を含みます。

- 第6条(保険金を支払わない場合－費用)
- (1)当会社は、次の①から③までに掲げる事由に起因して発生した第2条(保険金を支払う場合－費用)(1)から(4)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとされたことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- (2)当会社は、電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した第2条(保険金を支払う場合－費用)(1)から(4)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、次の①から④までに掲げる事由に起因して発生した第2条(保険金を支払う場合－費用)(1)から(4)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、①アからウまでに掲げる行為については、当会社が保険金を支払わないのは、それらの行為を行った被保険者が被る損害にかざります。
- ① 次のアからオまでのいずれかの事由
- ア. 保険契約者または被保険者の故意
- イ. 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ウ. 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら(注)行った行為
- エ. 被保険者が、違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を許与された行為
- オ. 次の(ア)または(イ)に掲げるもの
- (ア)他人の身体の障害
- (イ)他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ② 普通約款第2章当会社のでん補しない損害第6条(てん補しない損害－その2)④から⑫までの事由。なお、この規定に関する限りにおいて、同条④から⑫までの規定を次のアからオまでのとおり読み替えて適用します。
- ア. ④、⑤および⑩の規定中、「行為に起因する一連の損害賠償請求」または「行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「行為」
- イ. ⑥の規定中、「事由に起因する損害賠償請求」とあるのは、「事由」
- ウ. ⑦から⑨の規定中、「に起因する損害賠償請求」とあるのは、「という事由」
- エ. ⑩の規定中、「親族からの損害賠償請求」とあるのは、「親族に対するもの」
- オ. ⑫の規定中、「不当行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「不当行為」
- ③ 前条(1)に規定する事由または行為
- ④ 前条(2)に規定する費用

- (注) 認識しながら
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

- 第7条(支払保険金)
- (1)当会社が第4条(損害の範囲)(1)に定める損害について支払うべき保険金の額は、普通約款第3章当会社のでん補限度額第7条(てん補限度額)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{cc} \text{第4条(損害の範囲)(1)の損害の合計額} & \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{免責金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{cc} \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{縮小支払割合} \end{array} \right)$$

- (2)当会社が第4条(損害の範囲)(2)から(5)に定める費用について支払うべき保険金の額は、普通約款第3章当会社のでん補限度額第7条(てん補限度額)の規定にかかわらず、1回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{cc} \text{第4条(損害の範囲)(2)から(5)の費用の合計額} & \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{免責金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{cc} \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{縮小支払割合} \end{array} \right)$$

- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、同一の事故または事由を原因として、第4条(損害の範囲)(1)に定める損害および同条(2)から(5)に定める費用のいずれについても保険金を支払う場合、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{cc} \text{第4条(損害の範囲)(1)の損害および(2)から(5)の費用の合計額} & \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{免責金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{cc} \text{保険証券に} \\ & \text{記載された} \\ & \text{縮小支払割合} \end{array} \right)$$

- (4)(3)の規定に基づき保険金を支払う場合、当会社は、第4条(損害の範囲)(1)に定める損害に優先して、同条(2)から(5)に定める費用について支払うべき保険金の額に対して保険証券に記載された免責金額を適用します。

- 第8条(支払限度額)
- (1)前条の規定に従いながら、当会社が第4条(損害の範囲)(1)に定める損害について支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求について、保険証券に記載された1

- 損害賠償請求保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2)前条の規定に従いながら、当会社が第4条(損害の範囲)(2)から(5)に定める費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (3)(2)の規定に従いながら、第4条(損害の範囲)(2)⑤に定める法人謝罪対応費用については、1法人あたり50,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。
- (4)(2)の規定に従いながら、第4条(損害の範囲)(4)②に定める個人見舞費用については、1名あたり1,000円を限度とします。ただし、見舞品の発送費用は除きます。
- (5)(2)の規定に従いながら、第4条(損害の範囲)(4)③に定める法人見舞費用については、1法人あたり100,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。
- (6)(3)および(5)の規定に従いながら、第4条(損害の範囲)(2)⑤の法人謝罪対応費用および同条(4)③の法人見舞費用は、合算して、1法人あたり100,000円を限度とします。

- 第9条(総支払限度額)
- 当会社がこの保険契約で支払う保険金の額は、前二条の規定に従いながら、保険期間を通じて、すべての保険金を合算して、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

- 第10条(他の保険契約等との関係の読替規定)
- この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款第3章当会社のでん補限度額第8条(他の保険契約等との関係)を次のとおり読み替えて適用します。

- 「
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1)支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2)損害の額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- 第11条(被保険者相互間の関係)
- 当会社は、この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、発生した事故において、被保険者相互間(注)で加害者と被害者の関係となる場合、当会社は、被保険者相互間(注)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

- (注) 被保険者相互間
記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。

- 第12条(読替規定)
- この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
普通約款第4章保険契約者または被保険者の義務第9条(告知義務)	被保険者	記名被保険者
普通約款第4章保険契約者または被保険者の義務第10条(通知義務)	被保険者	記名被保険者
普通約款第6章保険金の請求第23条(保険金の請求)(1)①	第2条(損害の範囲)①	サイバー保険特約条項第4条(損害の範囲)(1)①
普通約款第6章保険金の請求第23条(保険金の請求)(1)②	第2条(損害の範囲)②および③	サイバー保険特約条項第4条(損害の範囲)(1)②および③ならびに同条(2)から(5)
普通約款第6章保険金の請求第26条(求償権の不行使)	被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者	記名被保険者の使用人等

- 第13条(普通約款等との関係)
- この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の規定に反しないかぎり、普通約款の規定に従います。

制裁等に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）

- 第1条(保険金を支払わない場合－その1)
- 当会社は、この保険契約で保険金を支払うべき損害(注)が発生した場合において、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことによ

- り、当会社が次の①もしくは②に掲げる事由に基づく制裁、禁止または制限を受ける恐れがあるときは、いかなる場合も保険金を支払いません。
- ① 国際連合の決議
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる措置、法律または規則

- (注) 損害
法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

- 第2条(保険金を支払わない場合－その2)
- 当会社は、保険金を支払うべき損害が発生した国または地域において、保険金支払いが禁止されている損害(注)については、保険金を支払いません。

- (注) 損害
法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

- 第3条(普通保険約款等との関係)
- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにサイバー保険特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

戦争等不担保追加条項（サイバー保険特約条項用）

- <用語の定義(五十音順)>
この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
国家関与型サイバー攻撃	次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 国家によって実施されるサイバー攻撃 ② 国家の指示または管理のもとで実施されるサイバー攻撃
重要インフラサービス	国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービスを含みます。
戦争等	次の①から③までに掲げるものをいい、宣戦布告の有無を問いません。 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注) ② ①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃 ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のアまたはイに重大な影響を及ぼすもの ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性 イ. 安全保障または防衛 (注) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
被害国家	国家関与型サイバー攻撃によって被害を受ける国家をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。

- 第1条(保険金を支払わない場合)
- 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、直接であると間接であるとを問わず、戦争等に起因する損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

- (注) 損害
法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

- 第2条(国家関与型サイバー攻撃の特定)
- (1)当会社は、第1条(保険金を支払わない場合)の適用にあたり、発生したサイバー攻撃が国家関与型サイバー攻撃であるか否かについて、客観的かつ合理的な証拠を考慮したうえでその判断を行うものとします。
- (2)(1)の客観的かつ合理的な証拠には、次の①または②に掲げるものを含みます。
- ① 次のアからウまでに掲げる者の声明、発表、見解等
- ア. 被害国家または他の国家
- イ. 国際連合、北大西洋条約機構等の広く認知されている国際機関
- ウ. 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター、Forum of Incident Response and Security Teams(FIRST)等のインシデント対応機関(注)
- ② サイバーセキュリティ業界等の専門事業者における共通のまたは正統とみなされている声明、発表、見解等

- (注) インシデント対応機関
所在する国または地域を問いません。

- 第3条(普通保険約款等との関係)
- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

情報漏えい限定補償追加条項（サイバー保険特約条項用）【616】

- 第1条(保険金を支払う場合の読替規定－賠償責任)
- 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、サイバー保険特約条項(以下「特約条項」といいます)第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)
- (1)当会社は、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条(当会社のでん補責任)の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、情報の漏えいまたはそのおそれ(以下「事故」といいます。)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。
- (2)当会社は、(1)に定める損害賠償請求が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。また、普通約款第6章保険金の請求第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、含むものとします。
- (3)当会社は、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

- 第2条(保険金を支払う場合の読替規定－費用)
- 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第2条(保険金を支払う場合－費用)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 第2条(保険金を支払う場合－費用)
- (1)当会社は、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条(当会社のでん補責任)の規定にかかわらず、前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険金を支払うのは、保険期間中に次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれ客観的に明らかになる場合にかざります。
- ① サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
- ② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
- ④ 公的機関(注)に対する文書による届出、報告等または公的機関(注)からの通報
- (2)当会社は、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条(当会社のでん補責任)の規定にかかわらず、前条に規定する事故を保険期間中に記名被保険者が発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するため記名被保険者が支出した法令等対応費用に対して、保険金を支払います。

- (注) 公的機関
サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

- 第3条(損害の範囲の読替規定－賠償責任)
- 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、サイバー保険特約条項第4条(損害の範囲)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 第4条(損害の範囲)
- (1)当会社が第1条(保険金を支払う場合－賠償責任)の規定により支払うべき損害の範囲は、普通約款第1章当会社のでん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかざります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が普通約款第6章保険金の請求第22条(損害賠償請求解決のための協力)(1)のために支出した費用

- (2)当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(1)の規定により支払うべき「情報漏えい対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のでん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①から⑧に掲げるものにかざります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、かつ情報漏えい等が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用

名称	損害の内容
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報 を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する 見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発 送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏え いされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、 見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
④ 不正使用監視 費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用 を監視するための費用
⑤ 事故対応関連 費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書(注1)作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録 に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用(注 2) オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣する ために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費 用(注3) ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒 体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公 表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等の ために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導 等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠 償の請求(注4)をすることができる場合において、他 人に対して損害賠償請求を行うための訴訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するイン ターネット上での書き込み、投稿等に対応するために 要した費用 (注1) 文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書に かぎります。 (注2) 事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含 みます。 (注3) キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要 した費用 個人情報を漏えいされた、またはそのおそれ のある本人に対して、法令等に基づき、事故状況、発 生原因等を通知するために要する費用を含みま す。 (注4) 損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相 互間の求償を含みます。
⑥ 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事 象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要 した一時的な費用(注)をいい、被保険者システムにおけ る事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用に かぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関 による認証取得にかかる費用を含みます。 (注) 一時的な費用 セキュリティ対策を実施するための初期投資費 用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方 法または費用名称の如何にかかわらずセキュリティ 対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費 用をのぞきます。
⑦ データ復旧費 用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子デー タもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEB サイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた 場合における次のアまたはイの費用(注) ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復ま たは復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または 再取得する費用 (注) 費用 脅迫金を含みません。
⑧ 被保険者シ ステム修復費用	事故により被保険者システムの損傷(注1)が発生した 場合に要する次のアからウに掲げる費用(注2) ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよ び端末装置等の周辺機器(注3)ならびにこれらと同一 の敷地内に所在する通信用回線および配線にか かる修理費用または再稼働するための点検・調整費 用もしくは試運転費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用 する代替物の賃借費用(注4)ならびに代替として 一時的に使用する仮設物の設置費用(注5)および 撤去費用

名称	損害の内容
	ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(注6)の 修復、再製作または再取得費用 (注1) 損傷 機能停止等による使用不能を含みます。 (注2) 費用 脅迫金を含みません。 (注3) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺 機器 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パーソ ン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 を除きます。 (注4) 賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき 一時金および復旧期間を超える期間に対応する 費用を除きます。 (注5) 設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。 (注6) ソフトウェア 被保険者システムの定義④④に組み込まれている ソフトウェアを除きます。

(3) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－費用)(2)の規定により支払うべき「法令
等対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のでん補責任第2条(損害の範
囲)の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。ただし、当会
社が妥当と判断する費用にかぎり、かつ事故が生じなかったとしても発生する費
用および課徴金等を除きます。

名称	損害の内容
① 調査・報告 対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティング または類似の指導を受けるために要した費用のうち、 必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費 および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費 用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
② 訴追対応費 用	公的機関からの規制手続きに関して確判判決または差し 止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合 理的な費用で、必要と認められる費用
③ 再発防止策 定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益 な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるため に要した費用のうち、必要と認められる費用

第4条(保険金を支払わない場合の読替規定－費用固有)
当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第6
条(保険金を支払わない場合－費用固有)の規定を下表のとおり読み替
えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
特約条項第6条(保険金を 支払わない場合－費用固有)	第4条(損害の範囲) (2)から(5)	第4条(損害の範囲) (2)および(3)

第5条(支払限度額の読替規定－費用)
当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第8
条(支払限度額－費用)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条(支払限度額－費用)
(1) 当会社が第4条(損害の範囲)(2)および(3)に定める費用について支払
うべき保険金の額は、普通約款第3章当会社のでん補限度額第7条(て
ん補限度額)の規定にかかわらず、次の算式によって得られた額とします。
1回の事故(注)について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度
とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度と
します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第4条(損害の範} \\ \text{囲)(2)および(3)の} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載さ} \\ \text{れた免責金額} \end{array} \left. \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た縮小支払割合} \end{array}$$

(2) 第4条(損害の範囲)(2)②の個人見舞費用については、1名あたり
1,000円を限度とします。ただし、見舞品の発送費用は除きます。
(3) 第4条(損害の範囲)(2)③の法人見舞費用については、1法人あたり
100,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を
見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度としま
す。
(4) (1)から(3)の規定に従いながら、この保険契約で第4条(損害の範囲)(2)
および(3)に定める費用が支払われる事故に関して、この保険契約の保険
期間の開始日以前に保険期間の末日を有する別の保険契約(以下「前
契約」といいます。)からも同様の費用が保険金として支払われ、かつ記
名被保険者が支出した費用の額が前契約またはこの保険契約の1事故
保険金額のいずれか高いほうの額を超える場合、当会社は、第10条(他
の保険契約等との関係の読替規定)の規定にかかわらず、1回の事故
(注)について、前契約から支払われる保険金と合算して、前契約または
この保険契約の1事故保険金額のいずれか高いほうの額を限度として保
険金を支払います。

(注) 1回の事故
発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、
同一の原因もしくは事由または行為に起因して生じた一連の事故をいい、
一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当
会社は、最初の事故が発見された時にすべて発見されたものとみなし、最
初の事故が発見された時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を
適用します。

第6条(普通約款等との関係)
この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反し
ないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およ
びこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用保険金に関する追加条項(サイバー保険特約条項用) (全国社会福祉協議会全国民生委員児童委員連合会用)

第1条(読替規定)
当会社は、情報漏えい限定補償追加条項(サイバー保険特約条項用)第5条(支払限
度額の読替規定－費用)の規定にかかわらず、サイバー保険特約条項(以下「特約条項」
といます。)第8条(支払限度額－費用)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条(支払限度額－費用)
(1) 当会社が第4条(損害の範囲)(2)および(3)に定める費用について支払う
べき保険金の額は、普通約款第3章当会社のでん補限度額第7条(てん
補限度額)の規定にかかわらず、次の算式によって得られた額とします。1
回の事故(注1)について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度
とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第4条(損害の範} \\ \text{囲)(2)および(3)の} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載さ} \\ \text{れた免責金額} \end{array} \left. \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た縮小支払割合} \end{array}$$

(2) 第4条(損害の範囲)(2)②の個人見舞費用については、個人情報1件
(注2)につき500円を限度とします。
(3) 第4条(損害の範囲)(2)③の法人見舞費用については、1法人あたり
30,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を
見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度としま
す。

(注1)1回の事故
発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同
一の原因もしくは事由または同一の行為者または攻撃グループに起因して生じ
た一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した
場合であっても、当会社は、最初の事故が発生した時にすべて発生または発
見したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載
された保険金額を適用します。
(注2)個人情報1件
本人と家族の個人情報をとりまとめて1単位として構成されている場合は、1
件とみなします。

第2条(総支払限度額の適用除外)
当会社は、この保険契約において、特約条項第9条(総支払限度額)の規定を適用し
ません。

第3条(普通保険約款等との関係)
この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、
業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追
加条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

＜用語の定義(五十音順)＞
この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保 険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(独立責任)
この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保
険証券に記載されたそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく
単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)
幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を
行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告
知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認また
は保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の
受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせ書類等の受領または保険金請求に關
する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)
この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての
引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)
この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行
為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

④委員活動に起因して活動対象者等から加害行為を受け たときの補償

約定履行費用保険普通保険約款

第1章 当会社の支払責任

第1条(当会社の支払責任)
当会社は、被保険者が、偶然な事由が生じた場合に一定の金銭等の債務を履行ま
たは免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っているときにおいて、その約定
を履行することによって被保険者が被る損害に対して、この普通保険約款および特約
条項の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(用語の定義)
この普通保険約款において、次の①から⑧までの用語は、それぞれ次の定義に従い
ます。

- ① 継続契約
約定履行費用保険普通保険約款の保険期間の終了日(その約定履行費用
保険契約が終了日前に解除されていた場合はその解除日をいいます。)の翌
日を保険期間の開始日とし、被保険者を同一とする約定履行費用保険契約を
いいます。
- ② 約定履行費用保険契約
約定履行費用保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。
- ③ 初年度契約
継続契約以外の約定履行費用保険契約をいいます。
- ④ 他の保険契約等
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契
約または共済契約をいいます。
- ⑤ 保険期間
保険証券記載の保険期間をいいます。
- ⑥ 保険契約申込書等
保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
- ⑦ 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みま
す。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ⑧ 無効
保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして
取り扱うことをいいます。

第3条(責任の始期および終期)
(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(注1)に始まり、末日の午後12
時(注2)に終わります。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後であっても、この保険契約の保険期間の開始時から当会
社が保険料を領収した時までの期間中に生じた第1条(当会社の支払責任)の偶然
な事由による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

(注1) 午前0時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいま
す。
(注2) 午後12時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいま
す。

第4条(保険期間と支払責任の関係)
(1) 当会社は、保険期間中に第1条(当会社の支払責任)の偶然な事由が生じた場合
にかぎり、保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、第1条
(当会社の支払責任)の偶然な事由の原因が生じた時が、保険期間の開始時より
前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、第1条
(当会社の支払責任)の偶然な事由の原因が生じた時が、この契約が継続されてき
た最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を
支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条(保険金を支払わない場合)
当会社は、次の①または②に起因して生じた偶然な事由による損害に対して
は、保険金を支払いません。ただし、②については、被保険者と故意または重大な

- 事実と異なる記載をした場合
 ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
 (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- 第20条(他の保険契約等との関係)
 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額(注1)
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額
 それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
 (注2) 損害の額
 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を第18条(保険金の支払額)①の損害の額から差し引いた額とします。

- 第21条(保険金の支払)
 (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、偶発な事由の内容、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および第三者との約定と損害との関係
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注3)	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③ (1) ⑤の事項のうち、後遺障害(注4)の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害(注4)の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
⑥ 偶発な事由発生の原因が特殊である場合または同一の偶発な事由により被保険者が約定を履行する第三者が多数となる場合等において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180 日

- (3) (2) ①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) ①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
 (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
 (5) 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除き、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
 (注1) 請求完了日
 被保険者が第19条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。
 (注2) ①から⑥までに掲げる日数
 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
 (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会
 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (注4) 後遺障害
 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
 (注5) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (2) 第10条(保険契約の無効・取消し)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
 (3) 第11条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 (4) 保険期間が1年を超える保険契約が無効であった場合または失効した場合は、当会社がこれを知った日の属する保険年度(注)に対する保険料については、(1)または(3)の規定によることとし、その後の保険年度(注)に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

- (注) 保険年度
 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

- 第15条(保険料の返還・解除の場合)
 (1) 第6条(告知義務)(2)、第7条(通知義務)(2)、第8条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(3)、第9条(保険契約に関する調査)(2)または第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未經過期間(注1)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 (2) 第12条(保険契約の解除)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注2)に対し別表に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
 (3) 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合は、その解除があった日の属する保険年度に対する保険料については、(1)または(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

- (注1) 未經過期間
 1か月に満たない期間は1か月とします。
 (注2) 既経過期間
 1か月に満たない期間は1か月とします。

第5章 保険金請求の手続

- 第16条(偶発な事由の発生)
 (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(当会社の支払責任)の偶発な事由が生じたことを知った場合は、次の①から③までのことを履行しなければなりません。
 ① 偶発な事由が生じた日時、偶発な事由の内容等について、遅滞なく書面で当会社に通知すること。
 ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知すること。
 ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。
 (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (注) 他の保険契約等の有無および内容
 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

- 第17条(損害防止義務および損害防止費用)
 (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(当会社の支払責任)の偶発な事由が生じたことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
 (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(当会社の支払責任)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、当会社が必要または有益と認めた費用にかぎり、当会社は、これを負担します。
 (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
 (4) (2)において、(2)の負担金と他の保険金との合計額が支払限度額を超える場合であっても、当会社は、これを負担します。

- 第18条(保険金の支払額)
 この保険契約により当会社が支払うべき保険金の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。
 ① 損害の額。ただし、損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を控除した額とします。
 ② 保険証券に記載の支払限度額

- 第19条(保険金の請求)
 (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被る損害の額が確定した時から発生し、これ行使することができるものとします。
 (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 ① 保険金請求書
 ② 損害および損害の額を証明する書類
 ③ その他当会社が第21条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 (3) 当会社は、偶発な事由の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に

- 場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、前条(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に生じた偶発な事由による損害については、この規定を適用しません。
 (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、変更後の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
 (6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、追加保険料領収前に生じた偶発な事由による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

- (注) 追加保険料の支払を怠った場合
 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

- 第9条(保険契約に関する調査)
 (1) 当会社は、いつでも保険契約に関して必要な調査をすることができ、保険契約者または被保険者は、これに協力しなければなりません。
 (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
 (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第4章 保険契約の無効、取消し、失効および解除

- 第10条(保険契約の無効・取消し)
 (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
 (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

- 第11条(保険契約の失効)
 保険契約締結の後、第1条(当会社の支払責任)の約定が消滅した場合は、この保険契約は効力を失います。

- 第12条(保険契約の解除)
 (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 (3) 当会社は、被保険者が(2) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 (4) (2)または(3)の規定による解除が、第1条(当会社の支払責任)の損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2) ①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までが生じた偶発な事由による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (5) 保険契約者または被保険者が(2) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

- (注) この保険契約
 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- 第13条(保険契約解除の効力)
 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 第14条(保険料の返還・無効、取消しおよび失効の場合)
 (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第10条(保険契約の無効・取消し)(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- 過失がある②の者ととの約定に係る損害にかぎります。
 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意または重大な過失
 ② 被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人(注2)の故意または重大な過失

- (注1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人
 被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 保険契約者または被保険者の義務

- 第6条(告知義務)
 (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 ① (2)の事実がなくなった場合
 ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(当会社の支払責任)の損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
 ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項に係るのないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
 (4) 第1条(当会社の支払責任)の損害が発生した後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず生じた偶発な事由による損害については適用しません。

- (注1) 保険契約申込書等の記載事項
 他の保険契約等に関する事項を含みます。
 (注2) 危険
 損害の発生の可能性をいいます。
 第7条(通知義務)
 (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
 (2) (1)の事実がある場合(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したときとを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
 (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた偶発な事由による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
 ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合
 ② (1)の事実に基づかず生じた偶発な事由による損害である場合
 (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
 他の保険契約等に関する事実については除きます。
 (注2) (1)の事実がある場合
 (5) ①の規定に該当する場合を除きます。

- 第8条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)
 (1) 当会社が第6条(告知義務)(3) ③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
 (2) 当会社が前条(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
 (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った

7. 災害見舞金規程（全民児連）

「災害見舞金規程」	
＜定義＞	
全民児連	全国民生委員児童委員連合会をいいます。
民児協	民生委員児童委員協議会をいいます。
各民児協	都道府県の民児協、市区町村の民児協および単位民児協の総称とします。
民生委員	民生委員・児童委員（主任児童委員を含みます。）をいいます。
委員活動	民生委員法、児童福祉法、老人福祉法および関係各法に定める職務であり、かつ各民児協会長が承認するものをいいます。
補償対象物	民生委員が居住する敷地内の建物およびその付属建物、付属設備、収容動産（現金、有価証券及び車両を含みます。）をいいます。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
家族等	民生委員本人、民生委員の配偶者、民生委員と生計を共にする同居の親族、別居の未婚の子をいいます。
委員活動対象者等	委員活動の対象者およびその対象者から依頼を受けた者をいいます。
物的損害事故	補償対象物が、民生委員の活動に起因して、委員活動対象者等の不法行為により損害を受けた事故をいいます。
全損	建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の価額の50％以上である損害または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70％以上である損害をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、活動対象者等の不法行為により損害をうけたものとします。この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

第1条(目的)
 全民児連は、民生委員の委員活動に起因して、次の各号の事由に該当した場合に、本規程の定めるところにより、所定の見舞金を給付するものとします。

第2条(運営)
 この規程の運用は、全民児連が行います。

第3条(見舞金の種類)
 (1) この規程により支払う補償対象物の物的損害事故に対する見舞金の種類は以下の通りとします。
 ① 民生委員の委員活動に起因する事由により、補償対象物のうち建物が、民生委員の委員活動対象者等により放火され、建物が全損となった場合に「建物等災害見舞金（放火全損）」をお支払いします。
 ② 民生委員の委員活動に起因する事由により、補償対象物のうち収容動産が、民生委員の委員活動対象者等の不法行為により損害を受けた場合、「建物等災害見舞金（その他）」をお支払いします。
 ③ 民生委員の委員活動に起因する事由により、補償対象物が、民生委員の委員活動対象者等の不法行為により①または②以外の損害を受けた場合に「建物等災害見舞金（建物等一部損害）」を支払います。
 (2) この規程により支払う家族等の傷害に対する見舞金の種類は以下の通りとします。
 ① 民生委員の委員活動に起因する事由により、家族等が民生委員の委員活動対象者等の不法行為により傷害を被り、その傷害のため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に「家族等傷害死亡弔慰金」をお支払いします。
 ② 民生委員の委員活動に起因する事由により、家族等が民生委員の委員活動対象者等の不法行為により傷害を被り、その傷害のため入院された場合に「家族等傷害入院見舞金」をお支払いします。ただし、①とは重複してお支払いしません。
 ③ 民生委員の委員活動に起因する事由により、家族等が民生委員の委員活動対象者等の不法行為により傷害を被り、その傷害のため通院された場合に「家族等傷害通院見舞金」をお支払いします。ただし、①または②とは重複してお支払いしません。

第4条(給付金額)
 前条に定める補償の種類別の給付金額は、別表1のとおりとします。

第5条(見舞金を給付しない場合)
 (1) 次に掲げる事由によって生じた事故の場合には見舞金の給付を行いません。
 ① 第14条(施行時期)に定める本規程の実施日以前に既に受傷している傷害
 ② 第14条(施行時期)に定める本規程の実施日以前に発生した物的損害事故
 ③ 補償対象者の犯罪行為に起因して被った傷害または物的損害
 ④ 警察への被害届の提出を行っていない場合かつ警察にて事故の確認がされていない場合
 ⑤ その他別表2に規定する傷害または物的損害事故
 (2) 第10条(審査)の結果、見舞金の給付請求が不承認となった場合
 (3) いかなる場合においても、事故発生日から3年を経過した後に見舞金給付の請求がなされた場合には、見舞金の給付を行いません。

第6条(他の補償制度との関係)
 本規程による見舞金の支払いは、他の補償制度により支払われる見舞金等にかかわらず行うものとします。

第7条(事故の報告)
 (1) 家族等(死亡の場合は、家族等の法定相続人)または補償対象物の所有者は、第3条に規定する見舞金の対象となる事故の発生後、速やかに警察署への被害届を提出し、事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および事故の程度などを、各民児協に報告しなければならないものとします。

第6条(保険金の請求)
 普通保険約款第19条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、被保険者がこの特約条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を請求する場合は、保険金請求書および保険証券に次に掲げる書類のうち当社が求めるものおよび当社が同第21条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものを添えて当社に提出しなければなりません。

民生委員災害見舞金規定第8条(見舞金の請求と書類の提出)に定める書類

第7条(保険金の支払額)
 当社が支払う保険金の額は、普通保険約款第18条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとします。

民生委員災害見舞金規定別紙1(補償金額)の規定のとおり

第8条(普通保険約款の読み替え)
 この特約条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 ①第19条(保険金の請求)(3)および(4)の規定中「(2)」とあるのは「この特約条項第6条(保険金の請求)」
 ②第21条(保険金の支払)(1)の規定中「第19条(保険金の請求)(2)」とあるのは「この特約条項第6条(保険金の請求)」

第9条(準用規定)
 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)
 この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)
 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。
 ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 ② 保険料の収納および受領または返戻
 ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
 ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
 ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)
 この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)
 この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第22条(代位)
 (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 被保険者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 (注)損害賠償請求権その他の債権
 当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第6章 訴訟の提起および準拠法

第23条(訴訟の提起)
 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条(準拠法)
 この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

災害等補償費用保険特約条項

第1条(偶然な事由の定義)
 約定履行費用保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の「偶然な事由」とは、被保険者の従業員等が災害見舞金規定等の対象となる一定の事故にあうことをいい、具体的には以下のものをいいます。

第2条(約定の定義)に規定する災害見舞金規定第3条(見舞金の種類)に規定する見舞金を支払う原因となる事故をいいます。
--

第2条(約定の定義)
 普通保険約款第1条(当会社の支払責任)の「約定」とは、被保険者が定める災害見舞金規定等(被保険者の従業員等が一定の災害等にあった場合に、従業員等に対し金銭等を給付する旨の約定をいいます。)をいい、具体的には以下のものをいいます。

全国民生委員児童委員連合会が定めた災害見舞金規定をいいます。

第3条(用語の定義)
 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

用語の定義は、民生委員災害見舞金規定「定義」に従うものとします。

第4条(保険金を支払わない場合)
 当社は、普通保険約款第5条(保険金を支払わない場合)の他、次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①民生委員災害見舞金規定第5条(見舞金を給付しない場合)に定める事由

第5条(通知義務)
 普通保険約款第7条(通知義務)の「保険契約申込書等に記載された事項」とは、次に掲げる事項をいいます。

第2条(約定の定義)で定義された民生委員災害見舞金規定

8. 事故報告書（全国民生委員児童委員連合会ホームページからダウンロードまたは本用紙を）
コピーしてご利用ください。送付先は79～80頁をご覧ください。）

①委員本人がケガをしてしまったとき

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書(傷害事故用)

損害保険ジャパン株式会社 御中

※都道府県別の担当保険金サービス課（P.79～80参照）メールまたはFAXしてください。

※1 事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。（記載例はP.19）

※2 事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。

※3 本保険における事故内容（※4）については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。

※4 保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。

都道府県・指定都市コード		所属民児協名		民児協	
事故報告書 記入者	氏名等	フリガナ		民児協事務局 その他（ ）	
		事務局の場合、団体名（自治体名、社協名等）→			
	住所	〒 — TEL （ ）			
保険金 請求書 送付先	○ 上記に同じ ○ 下記に送付してください。				
	氏名等	フリガナ		民児協事務局 民生委員・児童委員本人 その他（ ）	
		事務局の場合、団体名（自治体名、社協名等）→			
住所	〒 — TEL （ ）				
民生委員・児童委員 について	氏名	フリガナ	生年月日 年 月 日	年齢 歳	性別 男 ・ 女
	住所	〒 — TEL （ ）			
いつ （事故発生日時）	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分頃				
どこで （事故発生場所・住所）	（場所・住所）				
	（訪問目的・活動内容）				
どのような① （事故の原因の分類）	①転倒・転落 ②つまづき・踏み外し等 ③衝突 ④指の挟み込み ⑤無理な姿勢・体勢によるもの ⑥交通事故 ⑦動物の咬み付き ⑧虫さされ ⑨熱中症 ⑩その他（ ）				
どのような② （事故の状況・経緯）	※極力詳細にご記入ください。				
ケガの状況	部 位		程 度		
	頭 ・ 顔 ・ 腕 ・ 手 ・ 腰 脚 ・ その他（ ）		①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他（ ） 入院の有無 なし（通院のみ） 手術の有無 なし あり あり		
医療機関名					
同様の補償を行う 保険加入の有無	①ボランティア活動保険の加入（有 ・ 無）→「有」の場合、加入した社協名（社協） ②その他の保険加入（有 ・ 無）→「有」の場合、保険会社名（ ）				
所属単位民児協 会長への報告有無	報告済み（年 月 日） ・ 未報告				

【社内使用欄】＜保険金サービス課ご担当者様へ＞必ず以下①・②のご確認をお願いいたします。

①証券番号に誤りがないか確認した上で事故登録をお願いします。※全社協ボランティア制度は、別制度になりますので間違いないようにご注意ください。

2025年度ボランティア活動保険 ⇒ 00116996-001 ※2024年度以前の証券番号は保険金サービスマニュアルをご確認ください。

②民児協の地区コードを自由記載欄に必ず入力してください。

都道府県	北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41	政令指定都市	札幌市	48	静岡市	56	広島市	64
	青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42		仙台市	49	浜松市	57	北九州市	65
	岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43		さいたま市	50	名古屋市	58	福岡市	66
	秋田県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44		千葉市	51	京都市	59	熊本市	67
	宮城県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45		横浜市	52	大阪市	60		
	山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46		川崎市	53	堺市	61		
	福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47		相模原市	54	神戸市	62		
	茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40				新潟市	55	岡山市	63		

②委員本人が損害賠償責任を負ったとき（個人情報情報を漏えいしてしまったときを含む）

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書(賠償事故用)

損害保険ジャパン株式会社 御中

※都道府県別の担当保険金サービス課（P.79～80参照）にメールまたはFAXしてください。

※1 事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。（記載例はP.26.P.32）

※2 事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。

※3 本保険における事故内容（※4）については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。

※4 保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。

都道府県・指定都市コード		所属民児協名		民児協	
事故報告書 記入者	氏名等	フリガナ		民児協事務局 その他（ ）	
		事務局の場合、団体名（自治体名、社協名等）→			
住所	〒 — TEL （ ）				
保険金 請求書 送付先	○ 上記に同じ ○ 下記に送付してください。				
	氏名等	フリガナ		民児協事務局 民生委員・児童委員本人 その他（ ）	
		事務局の場合、団体名（自治体名、社協名等）→			
住所	〒 — TEL （ ）				
民生委員・児童委員 について	氏名	フリガナ	性別 男 ・ 女	年齢 歳	
	住所	〒 — TEL （ ）			
いつ （事故発生日時）	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分頃				届出 警察署
どこで （事故発生場所・住所）	（場所・住所） （訪問目的・活動内容）				
どのような状況で （事故の状況・経緯）	※右記区分を選択のうえ、極力詳細にご記入ください。 対人事故 対物事故 人格権侵害 個人情報漏えい				
被害者の氏名・連絡先	氏名	フリガナ	委員本人との関係： TEL：（ ）		
＜対人賠償＞ 被害者のケガの状況	部位	頭 ・ 顔 ・ 腕 ・ 手 ・ 腰 脚 ・ その他（ ）	程度	①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他（ ）	
＜対物賠償＞ 被害の状況	被害物の 内容	被害物の 状況	全損 一部損	被害 見込額	約 円
同様の補償を行う 保険加入の有無	①ボランティア活動保険の加入（有 ・ 無）→「有」の場合、加入した社協名（社協） ②その他の保険加入（有 ・ 無）→「有」の場合、保険会社名（ ）				
所属単位民児協 会長への報告有無	報告済み（年 月 日） ・ 未報告				

【社内使用欄】＜保険金サービス課ご担当者様へ＞必ず以下①・②のご確認をお願いいたします。

①証券番号に誤りがないか確認した上で事故登録をお願いします。※全社協ボランティア制度は、別制度になりますので間違いないようにご注意ください。

2025年度ボランティア活動保険 ⇒ 00116996-001 サイバー保険 ⇒ 00116996-002 ※2024年度以前の証券番号は保険金サービスマニュアルをご確認ください。

②民児協の地区コードを自由記載欄に必ず入力してください。

都道府県	北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41	政令指定都市	札幌市	48	静岡市	56	広島市	64
	青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42		仙台市	49	浜松市	57	北九州市	65
	岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43		さいたま市	50	名古屋市	58	福岡市	66
	秋田県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44		千葉市	51	京都市	59	熊本市	67
	宮城県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45		横浜市	52	大阪市	60		
	山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46		川崎市	53	堺市	61		
	福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47		相模原市	54	神戸市	62		
	茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40				新潟市	55	岡山市	63		

保険の概要

加入手続き等
について

請求手続き
について

Q & A

保険約款
および特約

災害見舞金規程

事故報告書

事故報告書
送付先

③活動対象者等から被害を受けたとき

民生委員・児童委員活動保険 事故報告書(被害事故[見舞金制度]用)

損害保険ジャパン株式会社 御中

記 入 日: 年 月 日

※都道府県別の担当保険金サービス課(P.79～80参照)にメールまたはFAXしてください。

保険会社送付日: 年 月 日

※1 事故報告書は、市区町村の民児協事務局にてご記入ください。(記載例はP.36.P.39)

※2 事故発生時の活動内容や事故発生状況のご記入が不十分で発生状況が不明確な場合、保険会社より加筆をお願いすることがあります。

※3 本保険における事故内容(※4)については制度安定運営のために損害保険ジャパン株式会社より契約者である社会福祉法人全国社会福祉協議会または全国民生委員児童委員連合会に提供を行うことがあることを了承の上お手続き下さい。

※4 保険料・事故日・事故内容・支払日・支払額・加入者名・被保険者名等をいいます。

都道府県・指定都市コード		所属民児協名		民児協		
事故報告書記入者	氏名等	フリガナ		民児協事務局		
				その他()		
	事務局の場合、団体名(自治体名、社協名等)→					
住所	〒		—			
	TEL		()			

保険金請求書送付先	○ 上記に同じ ○ 下記に送付してください。					
	氏名等	フリガナ		民児協事務局		
				民生委員・児童委員本人		
事務局の場合、団体名(自治体名、社協名等)→						
住所	〒		—			
	TEL		()			

民生委員・児童委員について	氏名	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳
	住所	〒		—		TEL ()	

いつ(事故発生日時)	年 月 日 ()		午前午後	時 分頃	届出警察署	警察署
どこで(事故発生場所・住所)	(場所・住所)		(訪問目的・活動内容)			
どのような状況で(事故の状況・経緯)	※極力詳細にご記入ください。					
＜負傷被害＞被害者のケガの状況	部位	頭・顔・腕・手・腰脚・その他()		程度	①骨折 ②捻挫 ③打撲 ④切り傷 ⑤火傷 ⑥その他()	
＜財産被害＞被害の状況	被害物の内容	被害物の状況	全損一部損	被害見込額	約	円
同様の補償を行う保険加入の有無	①ボランティア活動保険の加入(有・無)→「有」の場合、加入した社協名(社協) ②その他の保険加入(有・無)→「有」の場合、保険会社名()					

所属単位民児協会長への報告有無	報告済み(年 月 日)・未報告
-----------------	------------------

【社内使用欄】＜保険金サービス課ご担当者様へ＞必ず以下①・②のご確認をお願いいたします。
①証券番号に誤りがないか確認した上で事故登録をお願いします。※全社協ボランティア制度は、別制度になりますので間違いないようにご注意ください。
2025年度 約定履行費用保険 ⇒ 7120990836 ※2024年度以前の証券番号は保険金サービスマニュアルをご確認ください。

②民児協の地区コードを自由記載欄に必ず入力してください。

都道府県	北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41	札幌市	48	静岡市	56	広島市	64
	青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42	仙台市	49	浜松市	57	北九州市	65
	岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43	さいたま市	50	名古屋市	58	福岡市	66
	秋田県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44	千葉市	51	京都市	59	熊本市	67
	宮城県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45	横浜市	52	大阪市	60		
	山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46	川崎市	53	堺市	61		
	福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47	相模原市	54	神戸市	62		
	茨城県	08	富山県	16	三重県	24	鳥根県	32	福岡県	40			新潟市	55	岡山市	63		

9. 事故報告書送付先（事故対応窓口）

※下表は令和7年1月現在判明している令和7年度の保険会社の組織変更を反映したものです。今後変更となる場合があります。
※受付時間は平日午前9時から午後5時までとなります。(土日、祝日、12/31～1/3は除きます。)
※事故報告書は個人情報扱うものですので、FAX送信の際には番号のお間違えのないよう、くれぐれもご注意ください。
※ペーパーレスの観点で極力メール連絡のご協力をお願いいたします。
※すべての事故対応窓口のFAX番号は新たなFAXシステムの導入に伴い、市外局番が統一されていますのでご了承ください。

都道府県		事故担当保険金サービス課 (サービスセンター)	代表電話番号	FAX 番号	メールアドレス
北海道		北海道火災新種保険金サービス第二課	011-222-4023	042-439-5856	DEPTES30@sompo-japan.co.jp
青森		青森保険金サービス課	017-773-2717	042-452-6179	DEPTET10@sompo-japan.co.jp
岩手		盛岡保険金サービス課	019-653-4145	042-452-6455	DEPTET30@sompo-japan.co.jp
宮城		仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	042-452-6832	DEPTSB12@sompo-japan.co.jp
秋田		秋田保険金サービス課	018-862-8423	042-452-6496	DEPTET40@sompo-japan.co.jp
山形		山形保険金サービス課	023-624-1735	042-452-6961	DEPTSB28@sompo-japan.co.jp
福島		郡山保険金サービス第二課	024-922-2614	042-452-7119	DEPTSB40@sompo-japan.co.jp
茨城		茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161	042-452-7298	DEPTSD12@sompo-japan.co.jp
栃木		栃木火災新種保険金サービス課	028-627-8195	042-452-7476	DEPTSN20@sompo-japan.co.jp
群馬		群馬火災新種保険金サービス課	027-223-5095	042-497-6407	DEPTSN50@sompo-japan.co.jp
埼玉		埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	042-452-9794	DEPTFW50@sompo-japan.co.jp
千葉		千葉火災新種保険金サービス課	043-252-1800	042-452-9804	DEPTFW60@sompo-japan.co.jp
東京		団体保険金サービス第一課	03-3349-5295	042-452-3803	DEPTFS55@sompo-japan.co.jp
神奈川		神奈川火災新種保険金サービス第一課	045-661-2626	042-452-9757	DEPTFW30@sompo-japan.co.jp
新潟		新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	042-452-7897	DEPTWS12@sompo-japan.co.jp
富山		富山保険金サービス第一課	076-441-3375	042-497-4407	DEPTST18@sompo-japan.co.jp
石川		金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	042-497-4326	DEPTST10@sompo-japan.co.jp
福井		福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	042-497-4426	DEPTST25@sompo-japan.co.jp
山梨		山梨保険金サービス第一課	055-237-7289	042-452-9209	DEPTKU50@sompo-japan.co.jp
長野	北信・東信	長野保険金サービス課	026-228-7331	042-452-7942	DEPTKU10@sompo-japan.co.jp
	中信・南信	松本保険金サービス課	0263-33-3114	042-452-7959	DEPTKU20@sompo-japan.co.jp
岐阜		愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	042-497-5862	DEPTSE13@sompo-japan.co.jp
静岡		静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291	042-497-4579	DEPTRS12@sompo-japan.co.jp
愛知		愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	042-497-5862	DEPTSE13@sompo-japan.co.jp

9. 事故報告書送付先（事故対応窓口）

都道府県	事故担当保険金サービス課 (サービスセンター)	代表電話番号	FAX 番号	メールアドレス
三重	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	042-497-5862	DEPTSE13@sompo-japan.co.jp
滋賀	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	042-420-2780	DEPT6845@sompo-japan.co.jp
京都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	042-420-2780	DEPT6845@sompo-japan.co.jp
大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	042-420-2778	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017	042-420-2779	DEPT6840@sompo-japan.co.jp
奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	042-420-2778	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	042-420-2778	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
鳥取	松江保険金サービス課	0852-21-9755	042-420-2917	DEPTTR60@sompo-japan.co.jp
島根	松江保険金サービス課	0852-21-9755	042-420-2917	DEPTTR60@sompo-japan.co.jp
岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	042-420-2912	DEPTTR10@sompo-japan.co.jp
広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	042-420-2901	DEPTSH16@sompo-japan.co.jp
山口	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	042-420-2901	DEPTSH16@sompo-japan.co.jp
徳島	四国火災新種保険金サービス課	087-825-0897	042-420-2924	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
香川	四国火災新種保険金サービス課	087-825-0897	042-420-2924	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
愛媛	四国火災新種保険金サービス課 (松山駐在)	089-946-0044	042-420-2926	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
高知	四国火災新種保険金サービス課 (高知駐在)	088-822-6217	042-420-2924	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
福岡	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	042-420-2941	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp
佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	042-420-2941	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp
長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	042-420-2975	DEPTSU20@sompo-japan.co.jp
熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	042-420-2949	DEPTRK12@sompo-japan.co.jp
大分	大分保険金サービス第二課	097-538-3724	042-420-2970	DEPTKY60@sompo-japan.co.jp
宮崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7137	042-420-2952	DEPTRK20@sompo-japan.co.jp
鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	042-420-2956	DEPTRK26@sompo-japan.co.jp
沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	042-420-2941	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp

	メ	モ

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.